

伊佐市
第5期障がい福祉計画
第1期障がい児等福祉計画

**平成30年3月
伊佐市**

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の概要	2
3 計画の策定体制	4
第2章 障がい者の現状	5
1 人口・障がい者数の推移	5
第3章 計画の基本的な考え方	15
1 障害者総合支援法の概要	15
2 障害者計画と障害（児）福祉計画の関係	18
3 「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の基本方針	19
4 サービスの概要	20
第4章 障害福祉サービスの見込量等	21
1 国の基本指針	21
2 伊佐市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児等福祉計画の目標値 と実績	23
I 第5期障がい福祉計画サービスの見込みと確保策	28
1 訪問系サービスの見込量と確保方策	28
2 日中活動系サービスの見込量と確保方策	32
3 居住系サービスの見込量と確保方策	44
4 相談支援サービスの見込量と確保方策	49
5 地域生活支援事業の見込量と確保方策	54
II 第1期障がい児等福祉計画サービスの見込みと確保策	67
1 障がい児等支援の見込量	67
第5章 計画の推進にあたって	74
資料編	75

* 「障がい」の表記について

この計画では、「障害」と「障がい」の2つの表記があります。法令や条例等の名称、定義された固有名称等については「障害」と表記し、そのほかは「障がい」と表記します。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、わが国においては、少子高齢化や核家族化の進行、多様化・複雑化する社会情勢等による変化に加え、障がい者の増加や障がい程度の重度化・重複化の傾向がみられています。さらに、発達障がいや高次脳機能障害などが新たな障がいとして位置づけられるようになり、障がいの種類も複雑かつ広範にわたっています。

また、家族関係や地域社会の変化により、価値観や生活様式が多様化する中で、障がい者の意識や取り巻く環境も変化しており、誰もが地域で自立した生活を送れるよう支援することが、重要となってきています。

国においては、「障害者基本法」の改正をはじめとする障害関連各法の成立により障害者権利条約の批准を実現するとともに、「障害者自立支援法」に代わる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という）の施行による障害福祉サービスの対象となる障がい者の範囲の拡大や障害者虐待防止法や障害者差別解消法の制定など、障がい者施策の充実に向けた取組が進められています。

市では、現在平成29年度を最終年次とした第4期障がい福祉計画を策定しており、この第4期計画の数値目標に対する進捗状況や各年度における障害福祉サービス利用の状況、平成30年度から施行される障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、障害児福祉計画の策定が義務付けられたことや国・県の動向等を踏まえ、平成32年度を最終目標年次とした具体的な数値目標や各年度における障害福祉サービス等の見込量を設定し、本市における障がい福祉施策の一層の充実を図るために障害福祉計画と障害児福祉計画を「第5期障がい福祉計画・第1期障がい児等福祉計画」として一体に策定するものです。

2 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

① 第5期障がい福祉計画

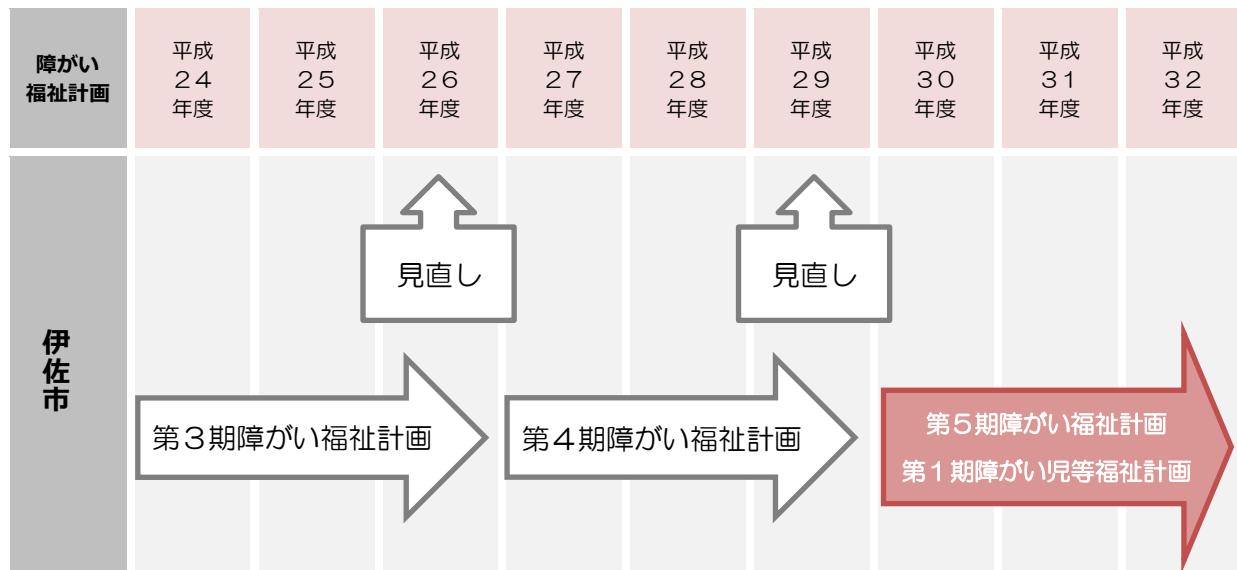
この計画は、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保・業務の円滑な実施に関する計画を定めるものです。

② 第1期障がい児等福祉計画

この計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する「市町村障害児福祉計画」として策定するものであり、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保・業務の円滑な実施に関する計画を定めるものです。

(2) 計画の期間

本計画は、平成30年度から平成32年度までを計画期間とします。



(3) 計画策定に係る国的基本指針のポイント

本計画は、国的基本指針に沿って策定を行います。国第5期障害福祉計画の基本指針におけるポイントは次のとおりです。

基本指針見直しの主なポイント

- ①地域における生活の維持及び継続の推進
- ②精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③就労定着に向けた支援
- ④障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑥発達障がい者支援の一層の充実

成果目標（計画期間が終了する平成32年度末の目標）

- ①施設入所者の地域生活への移行
- ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（項目の見直し）
- ③地域生活支援拠点等の整備
- ④福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤障がい児支援の提供体制の整備等（新たな項目）

その他の見直し

- ①障がい者虐待の防止、養護者に対する支援
- ②障がいを理由とする差別の解消の推進
- ③難病患者への一層の周知
- ④意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方 等

3 計画の策定体制

アンケート調査

○調査内容

伊佐市在住の障害（身体・知的・精神）手帳をお持ちの方や療育を受けている児童など 800 人を対象に、障がい者の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などについて調査を行う。

団体等ヒアリング調査

○調査内容

各種専門職を対象に、現在の事業活動上での課題や問題点、障がい者の地域移行や地域生活の支援活動等について聞き取りを行う。

市役所関係各課ヒアリング調査

○調査内容

第4期障がい福祉計画の進捗状況や課題、今後の取り組むべき方向性を関係各課に対し聞き取りを行う。

既存資料分析

各施策実施状況の整理

現状
課題
の抽出

伊佐市障害者自立支援協議会

伊佐市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児等福祉計画

第2章 障がい者の現状

1 人口・障がい者数の推移

(1) 人口の推移

本市の人口は、平成29年4月現在で26,820人となっており、平成26年4月の28,419人と比較すると1,599人の減少（5.6%減）となっています。

市における各障害者手帳所持者数は、平成29年現在で2,531人で、その内訳は身体障害者手帳が1,958人、療育手帳が374人、精神障害者保健福祉手帳が199人となっています。

総人口に占める割合をみると、平成29年度は、身体障害者手帳は7.3%、療育手帳は1.4%、精神障害者保健福祉手帳は0.7%となっています。

手帳所持者総数の割合をみると、減少傾向となっています。

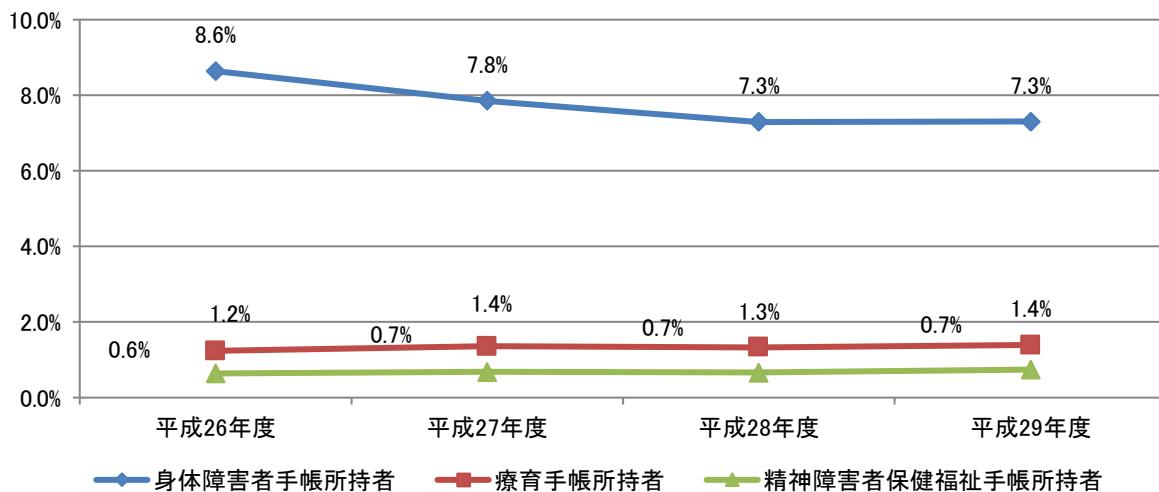
■ 総人口に占める各障害者手帳所持者数の推移

（単位：人、%）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総人口	28,419	27,836	27,335	26,820
手帳所持者総数	2,989	2,753	2,538	2,531
身体障害者手帳	2,455	2,185	1,993	1,958
総人口に対する割合	8.6%	7.8%	7.3%	7.3%
療育手帳	352	378	363	374
総人口に対する割合	1.2%	1.4%	1.3%	1.4%
精神障害者保健福祉手帳	182	190	182	199
総人口に対する割合	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%

（各年度4月1日現在）

総人口に占める各障害者手帳所持者の割合の推移



(2) 障がい者数の推移

① 全体

本市の障がい者数の推移を手帳所持者数でみると、平成26年度が2,989人、平成29年度が2,531人で458人の減少（15.3%減）となっています。

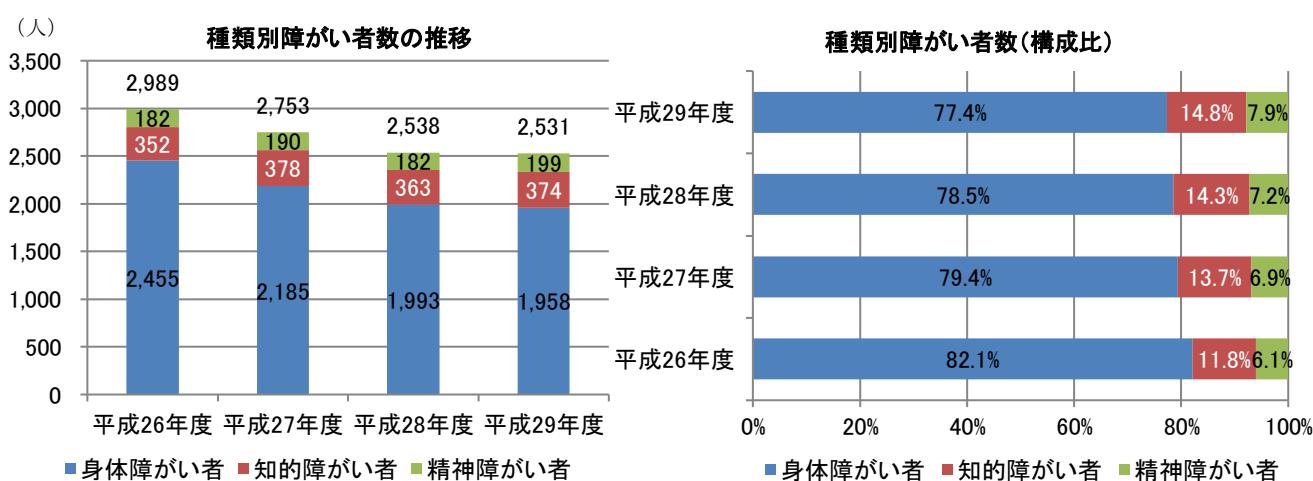
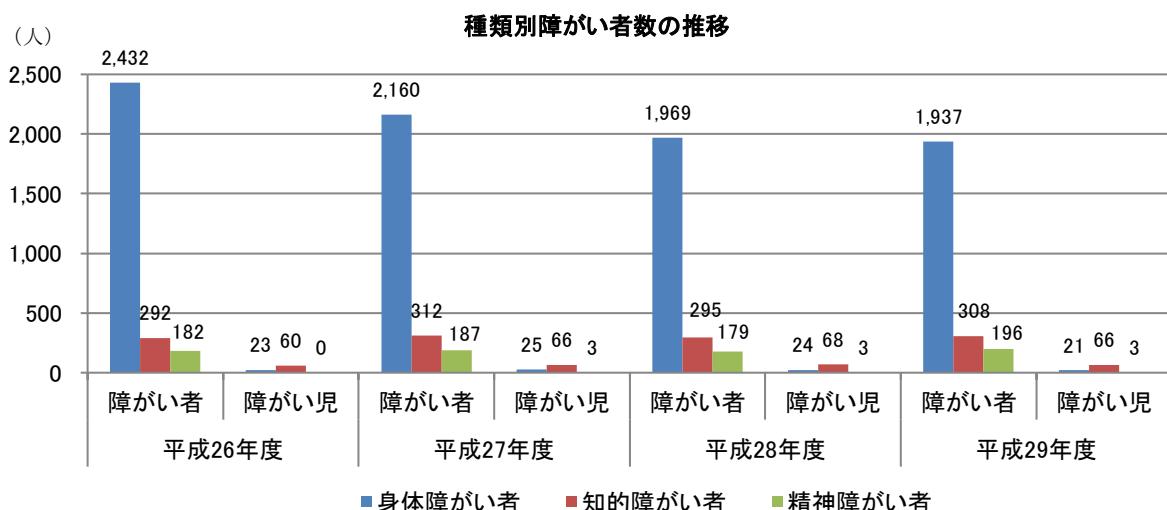
障がい別にみると、身体障がい者（身体障害者手帳所持者）の数が最も多いですが、平成27年度以降大幅に減少しています。

一方、知的障がい者（療育手帳所持者）、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）の数は、平成27年度以降増加傾向にあります。

■ 種類別障がい者数の推移 (単位：人)

	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
身体障がい者	2,432	23	2,160	25	1,969	24	1,937	21
知的障がい者	292	60	312	66	295	68	308	66
精神障がい者	182	0	187	3	179	3	196	3
合 計	2,906	83	2,659	94	2,443	95	2,441	90

(各年度4月1日現在)



② 身体障がい者

身体障害者手帳所持者の推移をみると、平成 26 年度では 2,455 人でしたが、平成 29 年度では 1,958 人と 497 人の減少（20.2% 減）となっています。

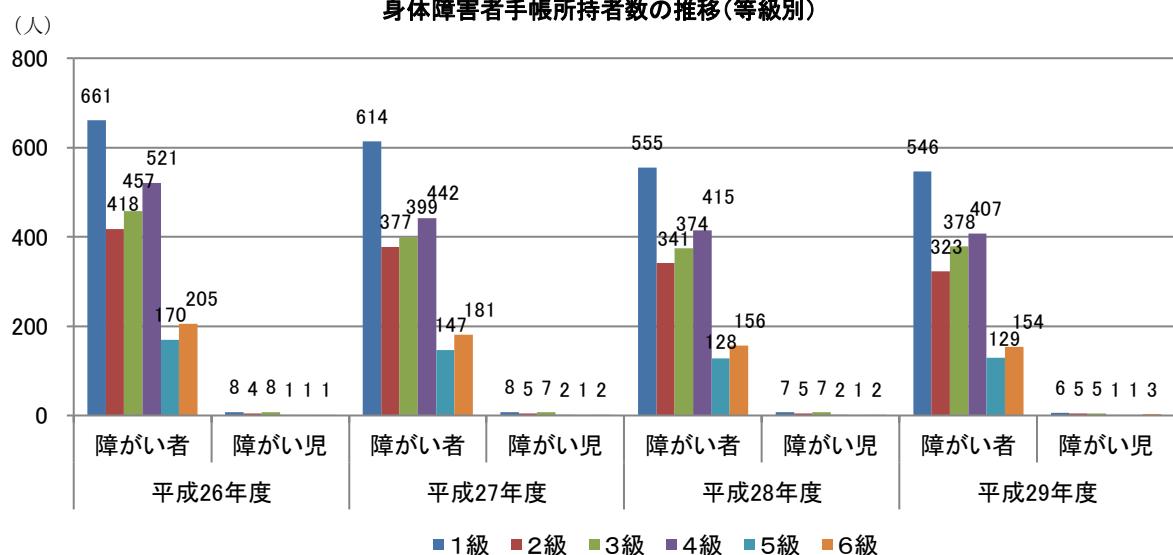
等級別でみると、1 級が最も多く、種類別でみると肢体不自由が最も多くなっています。

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（等級別） (単位：人)

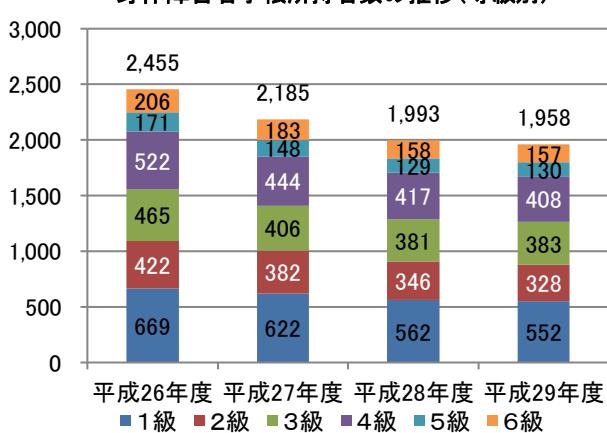
	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
1 級	661	8	614	8	555	7	546	6
2 級	418	4	377	5	341	5	323	5
3 級	457	8	399	7	374	7	378	5
4 級	521	1	442	2	415	2	407	1
5 級	170	1	147	1	128	1	129	1
6 級	205	1	181	2	156	2	154	3
合計	2,432	23	2,160	25	1,969	24	1,937	21

(各年度 4 月 1 日現在)

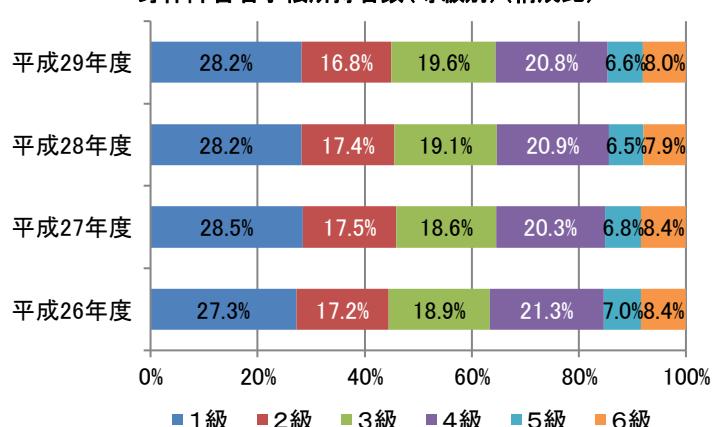
身体障害者手帳所持者数の推移(等級別)



身体障害者手帳所持者数の推移(等級別)



身体障害者手帳所持者数(等級別)(構成比)



■ 身体障害者手帳所持者数の推移（障がいの種類別）

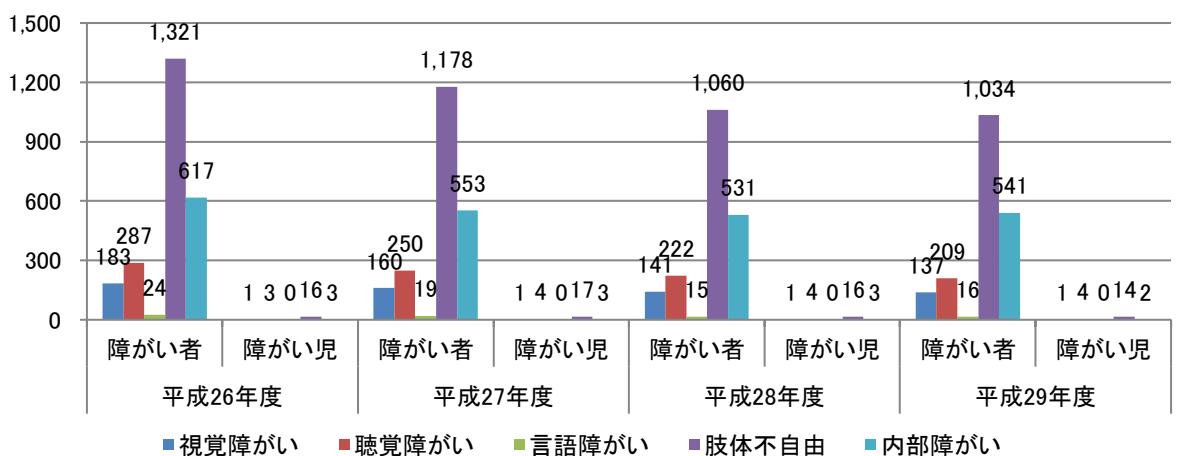
(単位：人)

	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
視覚障がい	183	1	160	1	141	1	137	1
聴覚障がい	287	3	250	4	222	4	209	4
言語障がい	24	0	19	0	15	0	16	0
肢体不自由	1,321	16	1,178	17	1,060	16	1,034	14
内部障がい	617	3	553	3	531	3	541	2
合 計	2,432	23	2,160	25	1,969	24	1,937	21

(各年度 4 月 1 日現在)

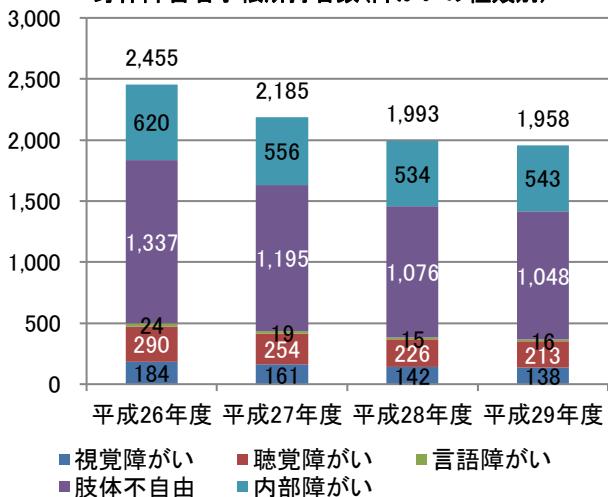
(人)

身体障害者手帳所持者数の推移(障がいの種類別)



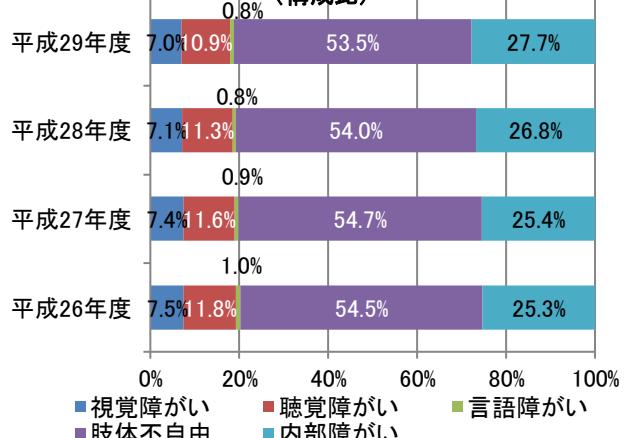
(人)

身体障害者手帳所持者数(障がいの種類別)



身体障害者手帳所持者数(障がいの種類別)

(構成比)



■ 障がい種別身体障がい者（児）数

(単位：人、%)

		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		人	%	人	%	人	%	人	%
視覚障がい	児	1	0.0%	1	0.0%	1	0.1%	1	0.1%
	者	183	7.5%	160	7.3%	141	7.1%	137	7.0%
	計	184	7.5%	161	7.4%	142	7.1%	138	7.0%
聴覚障がい	児	3	0.1%	4	0.2%	4	0.2%	4	0.2%
	者	287	11.7%	250	11.4%	222	11.1%	209	10.7%
	計	290	11.8%	254	11.6%	226	11.3%	213	10.9%
言語障がい	児	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	者	24	1.0%	19	0.9%	15	0.8%	16	0.8%
	計	24	1.0%	19	0.9%	15	0.8%	16	0.8%
肢体不自由	児	16	0.7%	17	0.8%	16	0.8%	14	0.7%
	者	1,321	53.8%	1,178	53.9%	1,060	53.2%	1,034	52.8%
	計	1,337	54.5%	1,195	54.7%	1,076	54.0%	1,048	53.5%
内部障がい	児	3	0.1%	3	0.1%	3	0.2%	2	0.1%
	者	617	25.1%	553	25.3%	531	26.6%	541	27.6%
	計	620	25.3%	556	25.4%	534	26.8%	543	27.7%
合計	児	23	0.9%	25	1.1%	24	1.2%	21	1.1%
	者	2,432	99.1%	2,160	98.9%	1,969	98.8%	1,937	98.9%
	計	2,455	100.0%	2,185	100.0%	1,993	100.0%	1,958	100.0%

(各年度 4 月 1 日現在)

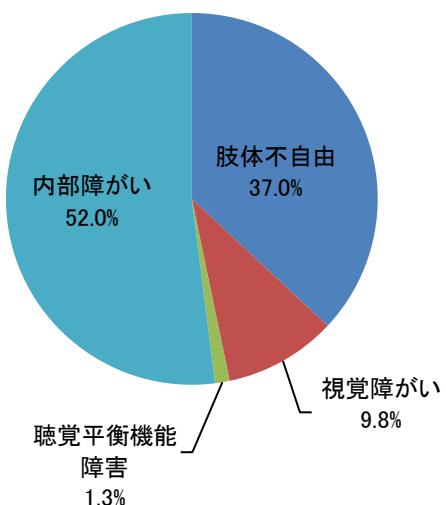
■ 等級別障がい種別身体障がい者数（平成 29 年度）

(単位：人)

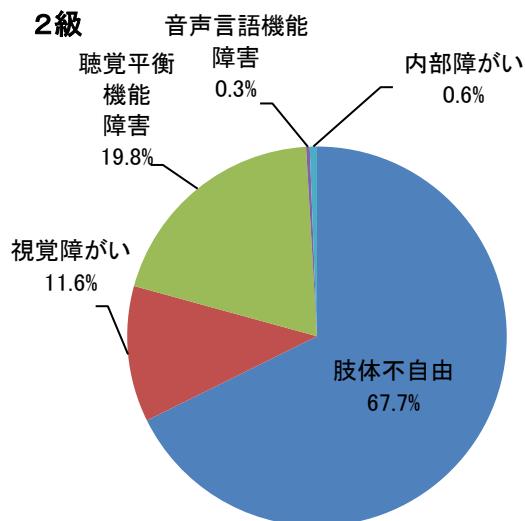
	総数	肢体不自由	視覚障がい	聴覚平衡機能障害	音声言語機能障害	内部障がい
1級	552	204	54	7	0	287
2級	328	222	38	65	1	2
3級	383	213	6	34	12	118
4級	408	228	6	35	3	136
5級	130	117	12	1	0	0
6級	157	64	22	71	0	0
合計	1,958	1,048	138	213	16	543

(各年度 4 月 1 日現在)

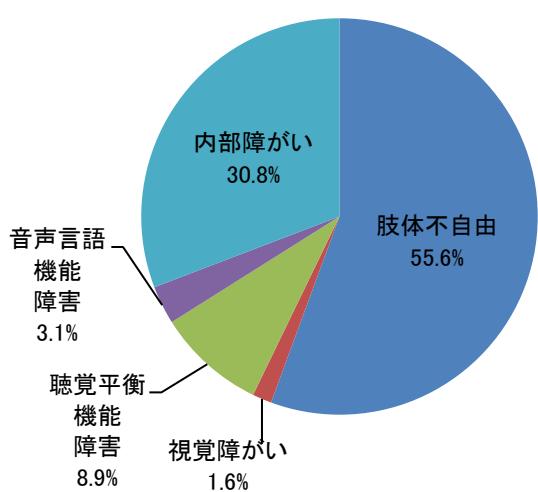
1級



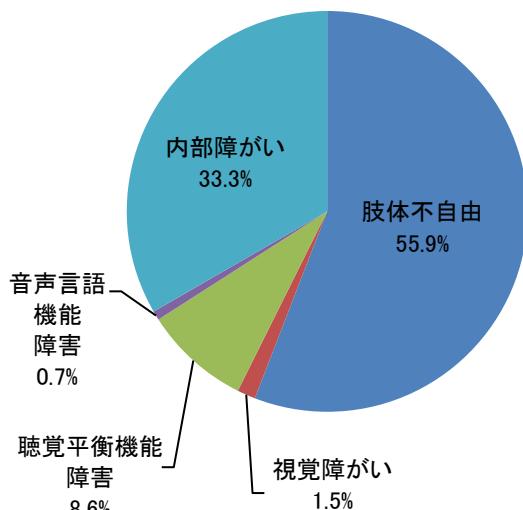
2級



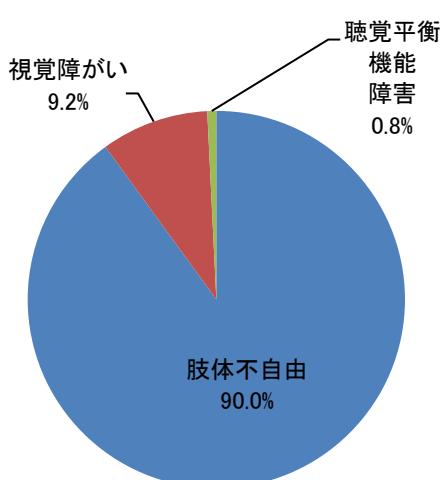
3級



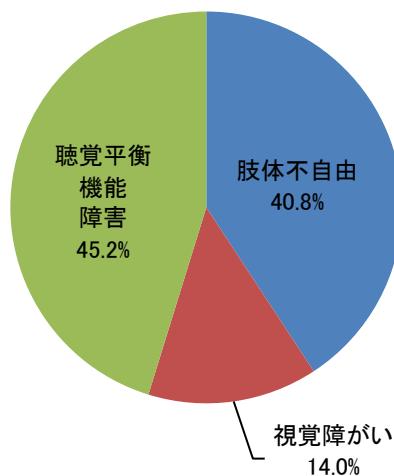
4級



5級



6級



③ 知的障がい者

療育手帳所持者数の推移をみると、平成 26 年度が 352 人でしたが、平成 29 年度では 374 人と 22 人の増加 (6.3% 増) となっています。等級別でみると B1 が最も多く、次いで B2、A1 となっています。

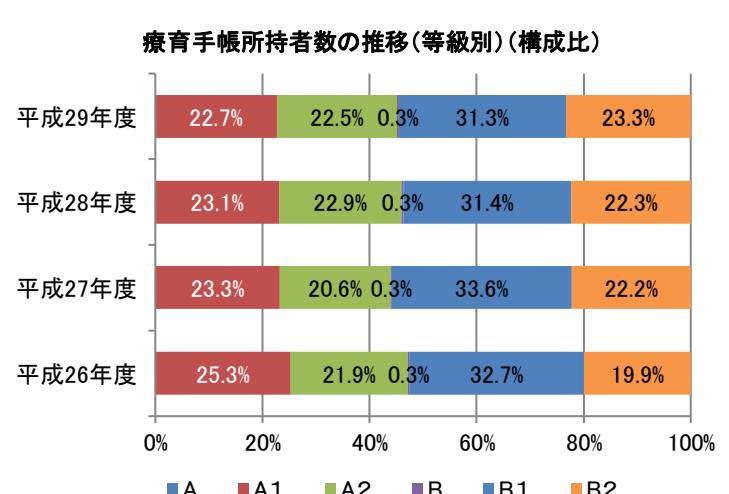
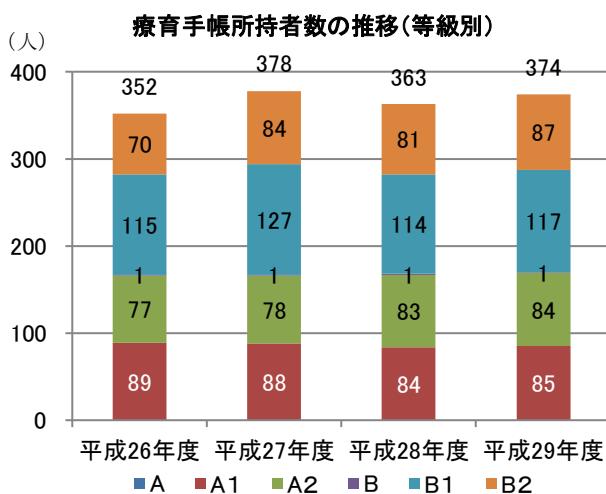
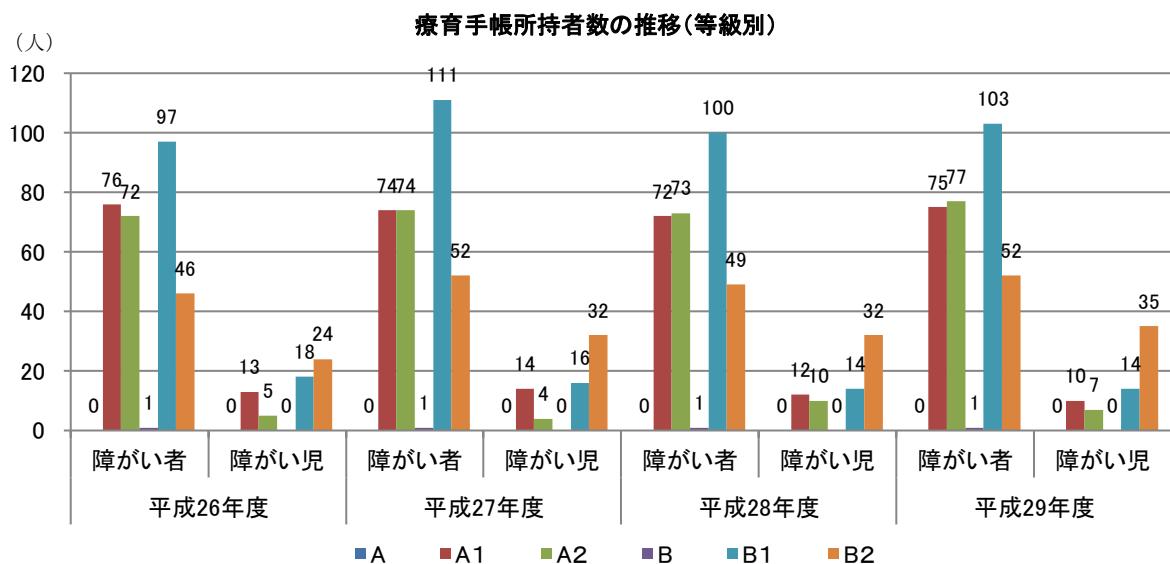
B1、B2 合わせて約 6 割を占めています。

■ 療育手帳所持者数の推移（等級別）

(単位：人)

	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
A	0	0	0	0	0	0	0	0
A1	76	13	74	14	72	12	75	10
A2	72	5	74	4	73	10	77	7
B	1	0	1	0	1	0	1	0
B1	97	18	111	16	100	14	103	14
B2	46	24	52	32	49	32	52	35
合計	292	60	312	66	295	68	308	66

(各年度 4 月 1 日現在)



		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		人	%	人	%	人	%	人	%
A	児	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	者	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	計	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
A1	児	13	3.7%	14	3.7%	12	3.3%	10	2.7%
	者	76	21.6%	74	19.6%	72	19.8%	75	20.1%
	計	89	25.3%	88	23.3%	84	23.1%	85	22.7%
A2	児	5	1.4%	4	1.1%	10	2.8%	7	1.9%
	者	72	20.5%	74	19.6%	73	20.1%	77	20.6%
	計	77	21.9%	78	20.6%	83	22.9%	84	22.5%
B	児	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	者	1	0.3%	1	0.3%	1	0.3%	1	0.3%
	計	1	0.3%	1	0.3%	1	0.3%	1	0.3%
B1	児	18	5.1%	16	4.2%	14	3.9%	14	3.7%
	者	97	27.6%	111	29.4%	100	27.5%	103	27.5%
	計	115	32.7%	127	33.6%	114	31.4%	117	31.3%
B2	児	24	6.8%	32	8.5%	32	8.8%	35	9.4%
	者	46	13.1%	52	13.8%	49	13.5%	52	13.9%
	計	70	19.9%	84	22.2%	81	22.3%	87	23.3%
合計	児	60	17.0%	66	17.5%	68	18.7%	66	17.6%
	者	292	83.0%	312	82.5%	295	81.3%	308	82.4%
	計	352	100.0%	378	100.0%	363	100.0%	374	100.0%

(各年度 4 月 1 日現在)

④ 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成26年度が182人でしたが、平成29年度では199人と17人の増加（9.3%増）となっています。

等級別でみると、2級が最も多くなっています。

自立支援医療（精神通院）受給者数は平成26年度では459人でしたが、平成29年度では470人と11人の増加となっています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）

(単位：人)

	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
1級	7	0	7	0	7	0	7	0
2級	151	0	157	1	144	1	157	2
3級	24	0	23	2	28	2	32	1
合計	182	0	187	3	179	3	196	3

(各年度4月1日現在)

■ 自立支援医療（精神通院）受給者数

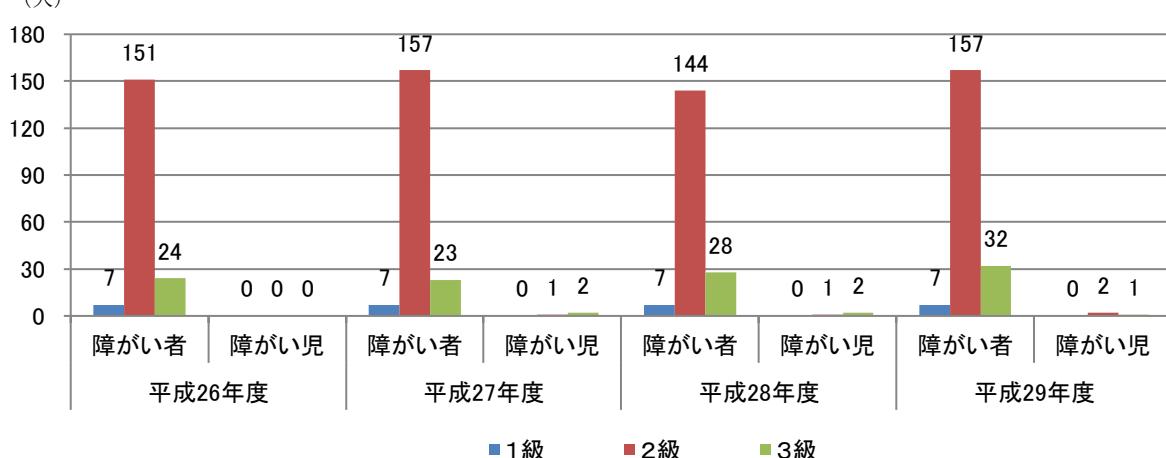
(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
精神通院受給者数	459	488	480	470

(各年4月1日現在)

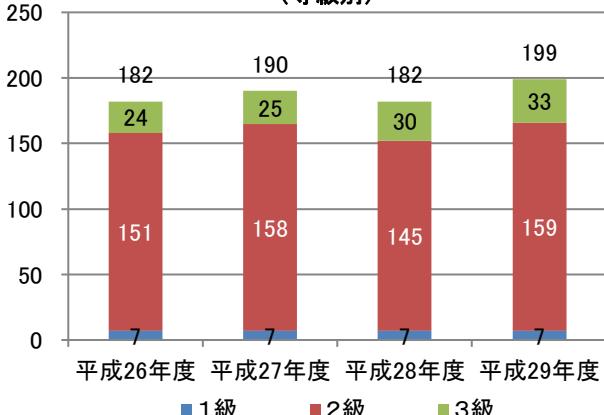
(人)

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(等級別)



(人)

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移
(等級別)



精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(等級別)
(構成比)



(3) 障がいのある児童・生徒の就学状況

① 特別支援学級の状況

本市の特別支援学級の在籍者は小学校、中学校ともに情緒判断困難と知的判断困難の割合が高くなっています。

■ 特別支援学級在籍者数

(単位：人)

	小学校	中学校	合計
在籍者数	99	31	130

(平成 29 年 4 月現在)

■ 特別支援学級在籍者数

(単位：人)

	小学校	中学校	合計
視覚機能障害	0	0	0
聴覚・平衡機能障害	2	0	2
音声・言語・そしゃく機能	1	0	1
肢体不自由	0	0	0
知的判断困難	37	13	50
情緒判断困難	59	18	77

(平成 29 年 4 月現在)

② 特別支援学校（養護学校）の状況

本市の特別支援学校（養護学校）の在籍者は小学部、中学部、高等部全てにおいて知的障がい（情緒含む）の割合が高くなっています。

■ 特別支援学校（養護学校）在籍者数

(単位：人)

	小学部	中学部	高等部	合計
在籍者数	17	5	18	40

(平成 29 年 4 月現在)

■ 特別支援学校（養護学校）在籍者数（重複障がい再掲有り）

(単位：人)

	小学部	中学部	高等部	合計
視覚機能障害	0	0	0	0
聴覚・平衡機能障害	0	0	0	0
肢体不自由	3	0	5	8
知的障がい（情緒含む）	16	5	18	39
病弱	1	0	1	2
合計	20	5	24	49

(平成 29 年 4 月現在)

第3章 計画の基本的な考え方

1 障害者総合支援法の概要

(1) 障害者総合支援法の基本理念

障害者総合支援法では、基本理念として以下の事項が示されています。

＜基本理念＞

- 1 全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである。
- 2 全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。
- 3 可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられること。
- 4 社会参加の機会が確保されること。
- 5 どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 6 社会的障壁の除去。

(2) 障害者総合支援法の主な改正

平成25年4月1日から、「障害者自立支援法」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」と表記）」へ名称が変更されました。

障害者総合支援法への改正と併せて、難病患者等が障害福祉サービスの対象に追加や、共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に一元化、これまで課題であった障害程度区分の見直しやサービス内容が変更されるなど、平成25年4月実施と平成26年4月実施の2段階に分けて施行されました。

【平成25年4月施行】

①法律の名称変更

「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に名称変更されるとともに、法の理念として「共生社会の実現」が明記されました。

②障がい者の範囲の見直し

「制度の谷間」を埋めるため、障がい者の範囲に130疾患を対象とした難病等が追加されました。なお、平成27年1月から新たな疾患が加わり153疾患となりました。

③地域生活支援事業の必須事業の追加

障がい者に対する理解を深める研修・啓発、意思疎通支援を行う者を養成する事業が必須事業となりました。

④地域自立支援協議会の見直し

地域自立支援協議会に、障がい当事者やその家族を構成員とすることとし、名称を弾力化し、協議会となりました。

⑤障害福祉計画の見直し

地域の潜在的ニーズを把握することと障害福祉計画を定期的に検証し、見直しすることが法定化されました。

【平成26年4月施行】

①障害程度区分の見直し

障害程度区分から障害支援区分に変更され、コンピュータ判定方式が見直しされ、知的障がい者・精神障がい者に配慮した健康管理・感覚過敏・集団への適応など新たな調査項目の追加、評価方法の見直しが行われました。

②重度訪問介護の対象拡大

これまで重度の肢体不自由者が対象でしたが、知的障がい者・精神障がい者で行動障がいのある者が新たに対象となりました。

③ケアホーム（共同生活介護）のグループホーム（共同生活援助）への一元化

ケアホームがグループホームへ一元化され、従来の「介護サービス包括型」とヘルパーが派遣される「外部サービス利用型」を選択できるようになり、「サテライト型」も新設されました。

④地域移行支援の対象拡大

入所施設、精神科病院の対象となる施設に、刑務所、生活保護法の入所施設が追加されました。

また、障がい者等の支援に関する施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途に、以下の検討規定が盛り込まれました。

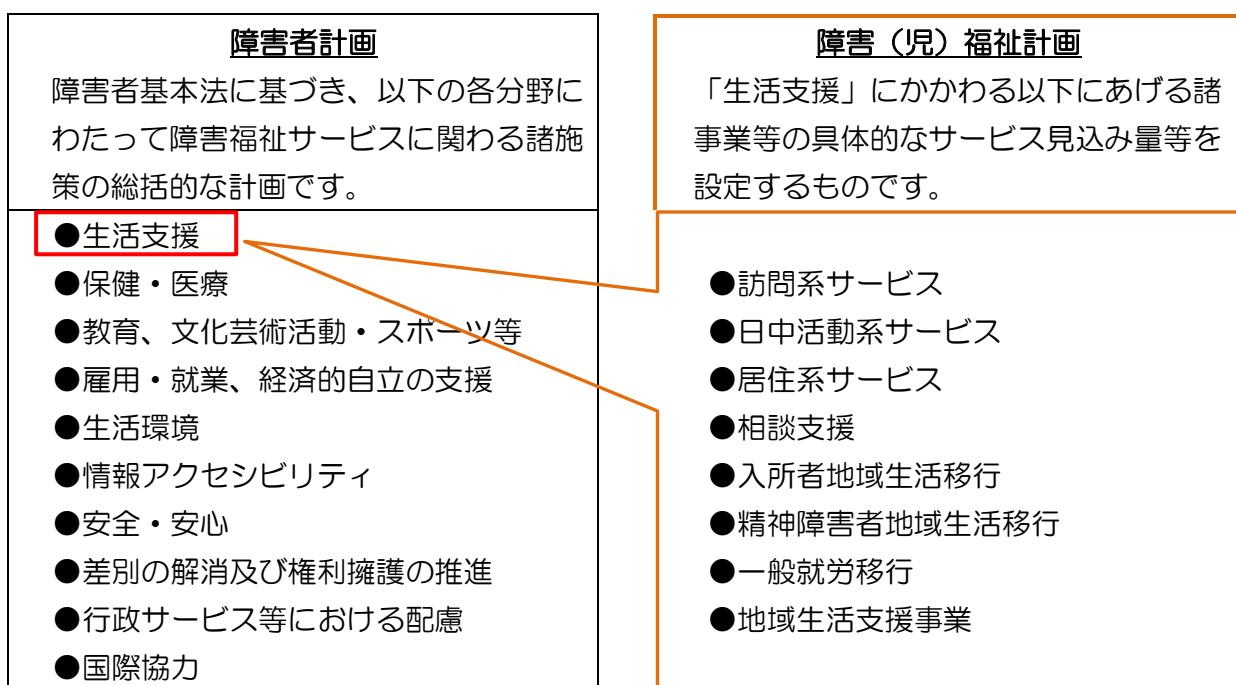
- ① 常時介護を要する障がい者等に対する支援、障がい者等の移動の支援、障がい者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③ 障がい者の意思決定支援の在り方、成年後見制度の利用促進の在り方
- ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能などの障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対する支援の在り方
- ⑤ 精神障がい者及び高齢の障がい者に対する支援の在り方

2 障害者計画と障害（児）福祉計画の関係

障害者基本法による「障害者計画」は、障がい者の施策全般にわたる基本的な事項及び地域における障がい者のくらしを支えるための計画であり、ノーマライゼーションの理念を継承し、障がい者の社会への参加、参画に向けた施策の推進を図るために長期計画です。

一方、障害者総合支援法及び児童福祉法による「障害（児）福祉計画」は、障がい者（児）が生活する上で必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を実施するに当たり、提供体制の確保や種類ごとの必要量を具体的に定めた計画となります。

■ 「障害者計画」と「障害（児）福祉計画」の関係



3 「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の基本方針

市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を作成することとされています。

1. 地域における生活の維持及び継続の推進

- 地域生活支援拠点等の整備を一層進める。
- 基幹相談支援センターの有効活用や設置を促進する。

2. 就労定着に向けた支援

- 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス（就労定着支援）が創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加する。

3. 地域共生社会の実現に向けた取組

- 高齢者、障がい者、児童等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくなる仕組みを作っていく方向性を盛り込む。
- 住民団体等によるインフォーマル活動への支援等、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。

4. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すことを政策理念として明確にする。

5. 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

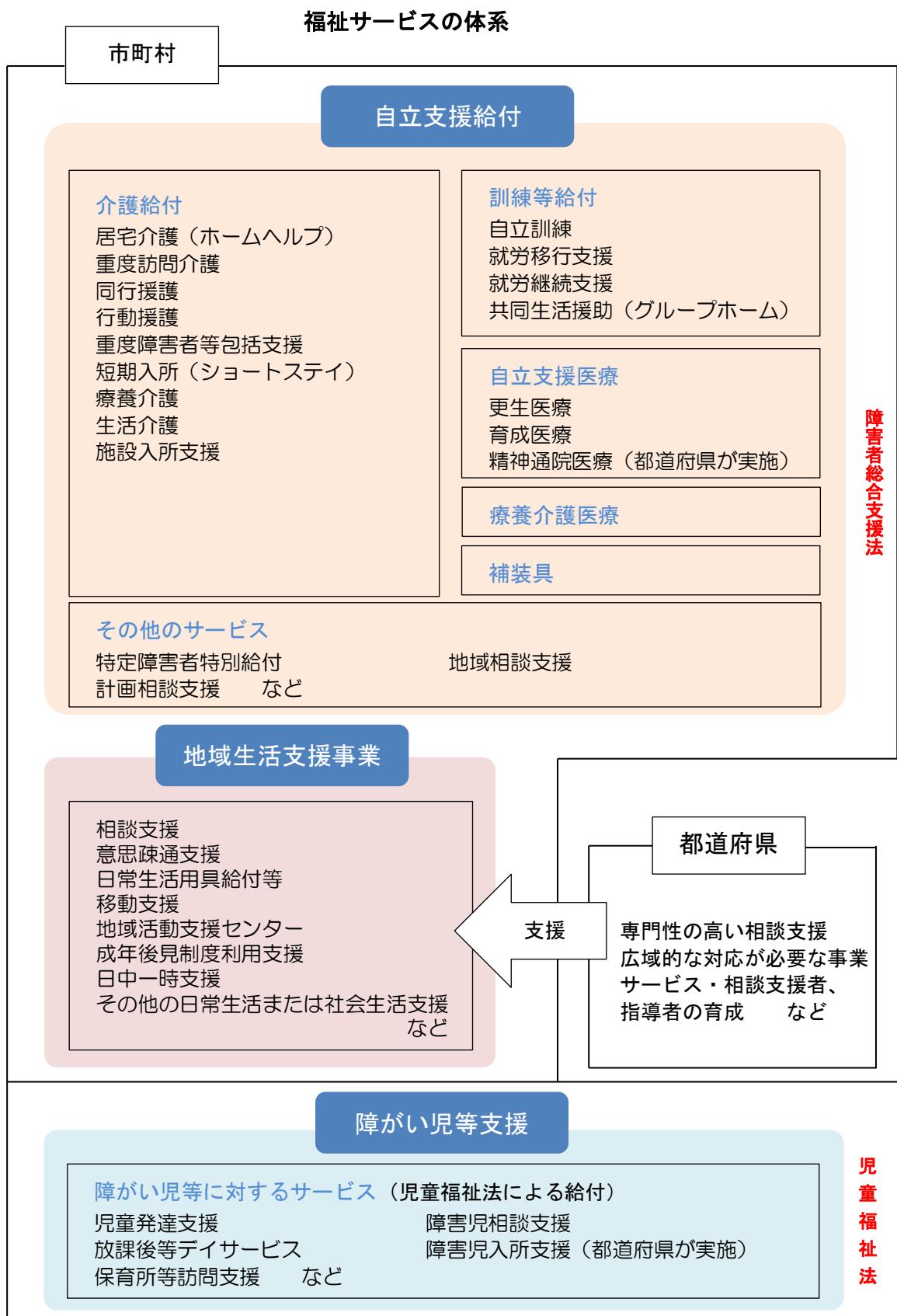
- 児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築する。
- ライフステージに応じた切れ目の無い支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図る。

6. 発達障がい者支援の一層の充実

- 地域の実情に応じた体制整備を計画的に図るために、発達障がい者支援地域協議会設置の重要性を盛り込む。
- 可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をすることの重要性を盛り込む。

4 サービスの概要

(1) サービスの体系



第4章 障害福祉サービスの見込量等

1 国の基本指針

国の基本指針においては、障がい者の自立支援の観点から、平成32年度を目標年度として、次の項目について数値目標の設定を求めていきます。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

- ① 平成32年度末までに平成28年度末時点の9%以上を地域生活へ移行
- ② 施設入所者数を平成28年度末時点から2%以上削減

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

平成32年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置

(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等について、平成32年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とします。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

- ① 福祉施設から一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上
- ② 就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末の利用者から2割以上増加
- ③ 就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上
- ④ 就労移行支援事業による支援を開始した時点から1年後職場定着率を8割以上

(注) 1 一般就労とは、一般企業への就職、在宅就労、自ら起業することをいいます。

2 福祉施設とは、次のサービスを提供する施設をいいます。

生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）

(5) 障がい児支援体制の整備等(新規)

- ① 平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも 1 箇所以上設置。
- ② 平成 32 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築。
- ③ 平成 32 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも 1 箇所以上確保。
- ④ 平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。

2 伊佐市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児等福祉計画の目標値と実績

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行の推進を図るために、地域生活での住まいの場としてグループホーム等の確保が重要であること、また、実際に地域に移行するためには、本人の意思や家族の地域生活への移行について理解・協力を得ながら、障がいのある人のそれぞれの状態やニーズに合わせた支援ができるよう、支援施設の確保と相談支援の提供体制の充実を図り地域生活への移行を促進します。また、障がい者の地域生活移行には、地域社会の理解が不可欠となることから、障がい者理解の促進、啓発に努めます。

- ① 平成32年度末までに平成28年度末時点の施設入所者数88人のうち、8人(9.1%)が地域での生活に移行するものとします。
- ② 施設入所者数を平成28年度末時点の88人から2人(2.3%)減少した86人とします。

■福祉施設入所者の地域生活への移行数の目標数値

区分		数値	数値内容
平成28年度末時点の施設入所者数		88人	平成28年度末時点において福祉施設に入所している障がい者の人数
地域生活移行者数	目標数値	8人 (9.1%)	平成28年度末時点の施設入所者のうち、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する人数
削減見込	目標数値	2人 (2.3%)	平成28年度末時点と比較した平成32年度末時点の施設入所者数の削減見込数

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針に基づき、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの取り組みを推進するため、平成32年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場として、多職種連携等の既存の枠組みを活用しながら設置することを目指します。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点整備については、地域レベルでの取り組みが必要となるため、障がいのある人の高齢化・重度化・併せて「親亡き後」を見据え、地域の課題に応じて機能をどれだけ強化・整備するかを把握する必要があります。

障がいのある人が地域で安心して暮らすための支援体制を構築するために、自立支援協議会等で検討するとともに、県との調整を図りながら整備することを目指します。

■地域生活支援拠点等の整備

項目	数値	数値内容
目標年度末時点の地域生活支援拠点等の数	1箇所	平成32年度末時点までに整備した地域生活支援拠点等の数

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

一般就労への移行を推進するためには、障がいのある人本人に対する就労意欲の向上を促す支援や、就労へ向けた支援を推進するために関係機関が連携して取り組むことが重要となってきます。そのため、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携を強化し、企業に対して障がい者の雇用安定のための支援の周知や障がい者雇用についての一層の理解と協力を得ながら推進を図っていきます。

① 福祉施設から一般就労への移行

平成32年度中において就労移行支援事業等を通じて一般就労への移行者数を平成28年度の移行実績〇人の1.5倍以上である2人とします。

■福祉施設から一般就労への移行目標数値

項目	数値	数値内容
現在の年間一般就労移行者数	0人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】 年間一般就労移行者数	2人	平成32年度において福祉施設を退所し、一般就労すると見込まれる人の数

② 就労移行支援事業所の利用者数と就労移行率

平成 32 年度末における就労移行支援事業所の利用者数を平成 28 年度末時点における利用者 25 人の 2 割以上である 5 人の増加を目指します。

■就労移行支援事業所の利用者数と就労移行率の目標数値

項目	数値	数値内容
平成 28 年度末の利用者数 (A)	25 人	平成 29 年 3 月 31 日時点の利用者数
【目標値】平成 32 年度末の利用者数 (B)	30 人	平成 33 年 3 月 31 日時点の利用者数
利用者の増加数・増加率	5 人	増加数:(B) - (A)

③ 就労移行支援事業所の就労移行率

就労移行支援事業所のうち、平成 28 年度末における就労移行率が 3 割以上の事業所の割合を平成 32 年度末までに 100% になるよう目指します。

■就労移行支援事業所の就労移行率の目標数値

項目	数値	数値内容
平成 28 年度末における就労移行率 が 3 割以上の事業所の割合	0%	就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合
【目標値】平成 32 年度末における就労移行率 が 3 割以上の事業所の割合	100%	就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合

④ 就労定着支援開始後 1 年後の職場定着率

就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8割以上とすることを目指します。

■就労定着支援開始後 1 年後の職場定着率の目標数値

項目	数値	数値内容
【目標値】 就労定着支援開始後 1 年後の職場定着率	80%	各年度における就労定着支援の支援開始から 1 年後の職場定着率を 80%以上

(5) 障がい児等支援の提供体制の整備

① 児童発達支援センターの整備

項目	数値	内容
【目標値】 児童発達支援センターの整備	1箇所	伊佐市子ども発達支援センターたんぽぽを設置済み

② 保育所等訪問支援の利用できる体制の整備

項目	数値	内容
【目標値】 保育所等訪問支援の利用できる体制の整備	1箇所	伊佐市子ども発達支援センターたんぽぽで実施中

③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

項目	数値	内容
【目標値】 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	各 1 箇所	現在の事業所各 1 箇所で重度心身障がい児の支援も併せて実施中

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

項目	数値	内容
【目標値】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1箇所	平成30年度末までに医療的ケア児支援のための、保健・医療・障害福祉・保育・教育等関係機関協議の場の設置

I 第5期障がい福祉計画サービスの見込みと確保策

1 訪問系サービスの見込量と確保方策

◆事業内容

サービス名	内 容
居宅介護（ホームヘルプ）	居宅で入浴や排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事やその他生活全般にわたる援助を行うサービスです。
重度訪問介護	常時介護が必要な重度の障がい者に、自宅等で入浴や排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事やその他生活全般にわたる援助や外出時の移動中の補助を行うサービスです。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出時において、移動に必要な情報の提供や移動の補助を行うサービスです。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するときに必要な介助や外出時の移動の補助などを行うサービスです。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人の中でも、介護の必要性が非常に高い人に、複数の障害福祉サービスを包括的に提供するサービスです。

◆第4期計画と実績

平成29年度の実績についてみると、訪問系サービスの利用実績は、利用者数30人/月、利用延時間数380時間/月と利用者数は第4期計画を上回っています。

■訪問系サービスの第4期計画と実績

(単位：1月当たりの延べ利用時間数・人数)

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用延時間数(時間/月)	時間	364	425	391	383	401	380
利用者数(人)	人	24	29	27	25	28	30
内訳	居宅介護(ホームヘルプ)	時間 人	200 20	325 25	220 22	305 21	230 23
	重度訪問介護	時間 人	150 2	81 2	150 2	70 2	150 2
	同行援護	時間 人	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	行動援護	時間 人	14 2	19 2	21 3	8 2	21 3
	重度障害者等包括支援	時間 人	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

(平成29年度実績は12月末の数値)

◆サービスの見込量

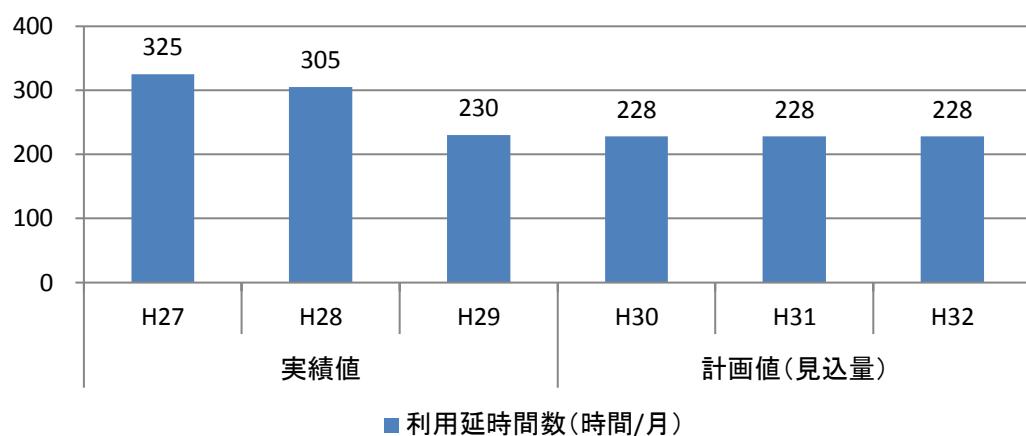
平成32年度における訪問系サービスの見込量は、これまでの利用実績に基づき、利用者数30人/月、利用延時間数380時間/月と設定しました。

■訪問系サービスの見込量

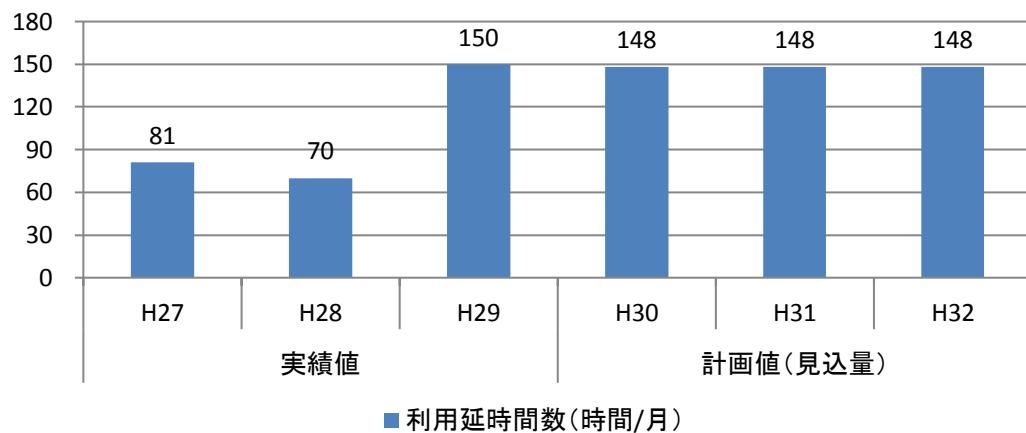
(単位：1月当たりの延べ利用時間数・人数)

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用延時間数(時間/月)	時間	380	380	380
利用者数(人)	人	30	30	30
内訳	居宅介護(ホームヘルプ)	時間 人	228 26	228 26
	重度訪問介護	時間 人	148 3	148 3
	同行援護	時間 人	0 0	0 0
	行動援護	時間 人	4 1	4 1
	重度障害者等包括支援	時間 人	0 0	0 0

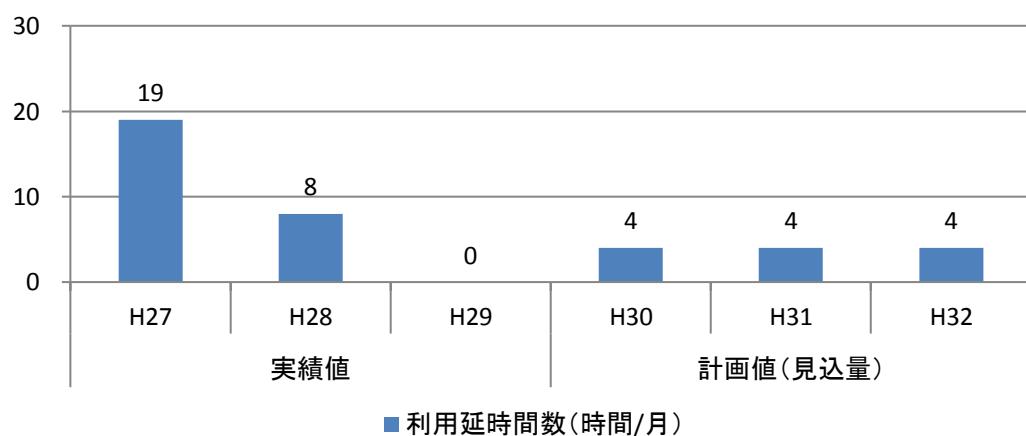
居宅介護



重度訪問介護



行動援護



見込量確保のための方策

- 計画相談支援を通じて、利用者のニーズを的確に把握しながら、障がい特性に応じたきめ細やかなサービスが提供されるよう取り組んでいきます。
- 専門的な知識や技能を習得する研修等への参加を促し、質の高いサービスを提供できるよう人材の育成や確保に努めるよう働きかけを行います。
- 共生型サービス導入に向けての検討を促すなど、サービス提供体制の拡充に向けた働きかけを行います。

2 日中活動系サービスの見込量と確保方策

◆事業内容

サービス名	内 容
生活介護	常に介護が必要な人に、主として昼間に施設等で入浴や排せつ、食事等の介護や創作的活動、生産活動の機会を提供するサービスです。
自立訓練（機能訓練）	身体障がいや難病のある人に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間（標準期間1年6か月）、身体機能向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
自立訓練（生活訓練）	知的障がいや精神障がいのある人に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間（標準期間2年、長期入所・入院の場合3年）、食事や家事など日常生活能力向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労移行支援	就労を希望する障がいのある人に、一定の期間（標準期間2年）、生産活動やその他の活動の機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練等を行うサービスです。
就労継続支援（A型）	一般企業などに雇用されることが困難な障がいのある人に、雇用契約等に基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。
就労継続支援（B型）	一般企業などに雇用されることが困難な障がいのある人のうち、就労移行支援を利用して雇用に至らなかった人などに、生産活動などの活動の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、その他の支援を行うサービスです。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、相談を通じて生活面の課題を把握したり、企業や関係機関等への連絡調整や課題解決のために必要な支援を行うサービスです。
療養介護	医療の必要な障がいのある人で、常に介護が必要な人に、主として昼間に医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護や日常生活上の援助を行うサービスです。
短期入所	自宅で介護を行う人が病気などの場合、施設等で短期間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

◆第4期計画と実績（総括）

■日中活動系サービスの第4期計画と実績

(単位：1月当たりの延べ利用日数・人数)

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
生活介護	人日 人	2,600 130	2,336 132	2,600 130	2,345 130	2,600 130	2,400 130
自立訓練(機能訓練)	人日 人	80 4	34 2	80 4	9 1	80 4	0 0
自立訓練(生活訓練)	人日 人	675 45	476 41	675 45	484 39	675 45	480 40
就労移行支援	人日 人	150 10	133 14	180 12	266 25	210 14	260 20
就労継続支援(A型)	人日 人	100 5	141 11	140 7	280 25	180 9	280 25
就労継続支援(B型)	人日 人	1,530 90	1,501 107	1,564 92	1,464 103	1,598 94	1,500 100
療養介護	人	9	10	9	12	9	10
短期入所	人日 人	140 20	162 41	140 20	134 34	140 20	141 31

(平成29年度実績は12月末の数値)

◆サービスの見込量（総括）

■日中活動系サービスの見込量

(単位：1月当たりの延べ利用日数・人数)

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	人日 人	2,400 130	2,400 130	2,400 130
自立訓練(機能訓練)	人日 人	0 0	0 0	0 0
自立訓練(生活訓練)	人日 人	480 40	480 40	480 40
就労移行支援	人日 人	260 20	300 25	350 30
就労継続支援(A型)	人日 人	280 25	300 30	320 35
就労継続支援(B型)	人日 人	1,500 100	1,525 103	1,550 106
就労定着支援	人	2	2	2
療養介護	人	10	10	10
短期入所	人日 人	141 31	141 31	141 31

① 生活介護

常に介護が必要な人に、主として居室に施設等で入浴や排せつ、食事等の介護や創作的活動、生産活動の機会を提供するサービスです。

◆第4期計画と実績

生活介護における平成29年度の利用者数は130人/月、利用延日数は2,400人日/月となっており、利用延日数は第4期計画を下回っています。

■生活介護の第4期計画と実績

(単位：1月当たりの延べ利用日数・人数)

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用延日数	人日	2,600	2,336	2,600	2,345	2,600	2,400
利用者数	人	130	132	130	130	130	130

(平成29年度実績は12月末の数値)

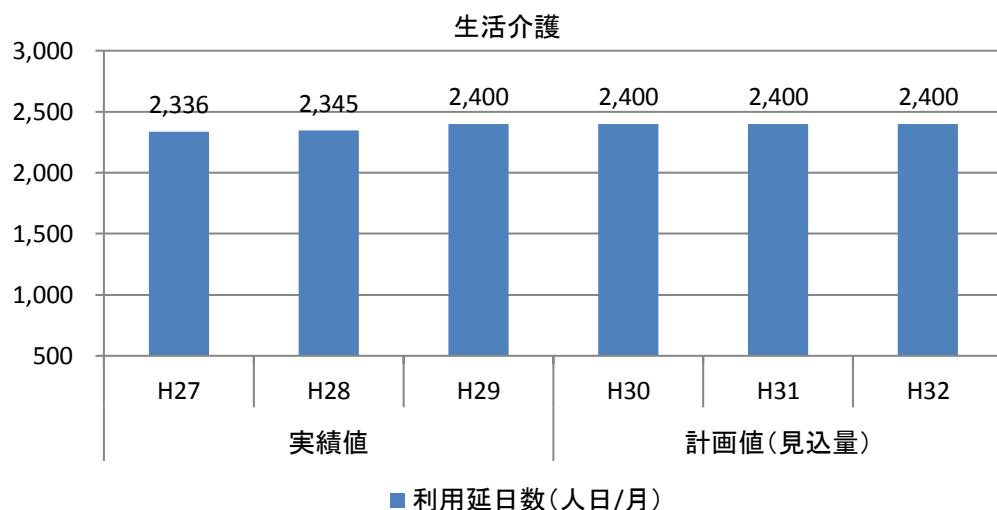
◆サービスの見込量

平成32年度における生活介護の見込量は、これまでの利用実績に基づき、利用者数130人/月、利用延日数2,400人日/月と設定しました。

■生活介護の見込量

(単位：1月当たりの延べ利用日数・人数)

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用延日数	人日	2,400	2,400	2,400
利用者数	人	130	130	130



② 自立訓練（機能訓練）

身体障がいや難病のある人に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間（標準期間 1年6か月）、身体機能向上のために必要な訓練等を行うサービスです。

◆第4期計画と実績

自立訓練（機能訓練）における平成29年度の利用実績はありませんでした。

■自立訓練（機能訓練）の第4期計画と実績

（単位：1月当たりの延べ利用日数・人数）

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用延日数	人日	80	34	80	9	80	0
利用者数	人	4	2	4	1	4	0

（平成29年度実績は12月末の数値）

◆サービスの見込量

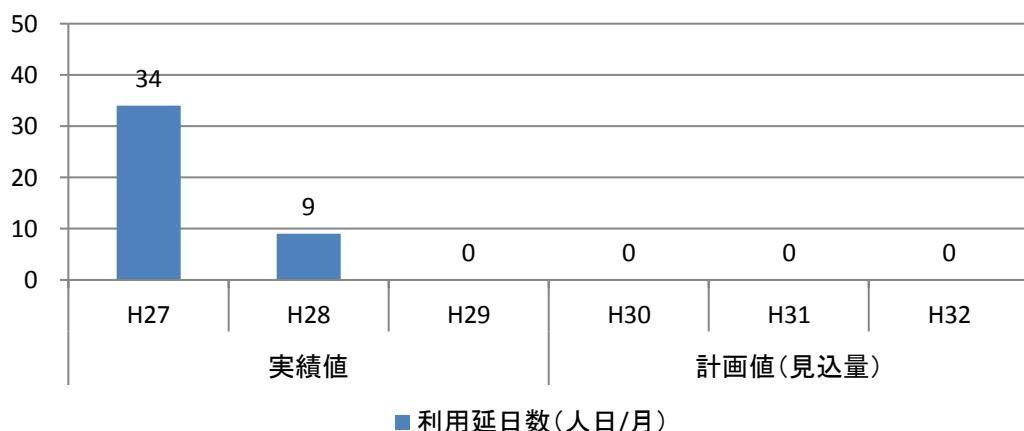
平成32年度における自立訓練（機能訓練）の利用見込量は設定しませんでした。

■自立訓練（機能訓練）の見込量

（単位：1月当たりの延べ利用日数・人数）

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用延日数	人日	0	0	0
利用者数	人	0	0	0

自立訓練（機能訓練）



③ 自立訓練（生活訓練）

知的障がいや精神障がいのある人に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間（標準期間2年、長期入所・入院の場合3年）、食事や家事など日常生活能力向上のために必要な訓練等を行うサービスです。

◆第4期計画と実績

自立訓練（生活訓練）における平成29年度の利用者数は40人/月、利用延日数は480人日/月となっており、第4期計画を下回っています。

■自立訓練（生活訓練）の第4期計画と実績

（単位：1月当たりの延べ利用日数・人数）

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用延日数	人日	675	476	675	484	675	480
利用者数	人	45	41	45	39	45	40

（平成29年度実績は12月末の数値）

◆サービスの見込量

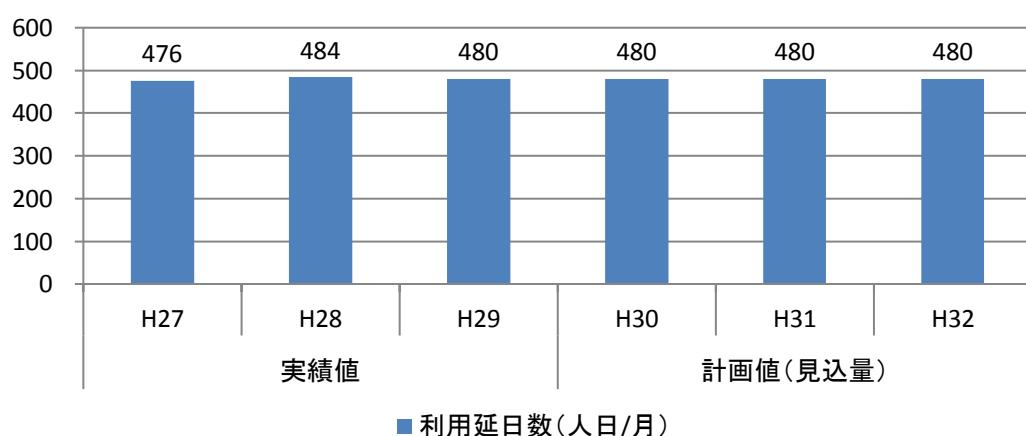
平成32年度における自立訓練（生活訓練）の見込量は、これまでの利用実績に基づき、利用者数40人/月、利用延日数480人日/月と設定しました。

■自立訓練（生活訓練）の見込量

（単位：1月当たりの延べ利用日数・人数）

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用延日数	人日	480	480	480
利用者数	人	40	40	40

自立訓練（生活訓練）



④ 就労移行支援

就労を希望する障がいのある人に、一定の期間（標準期間2年）、生産活動やその他の活動の機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練等を行うサービスです。

◆第4期計画と実績

就労移行支援における平成29年度の利用者数は20人/月、利用延日数は260人日/月となっており、第4期計画を上回っています。

■就労移行支援の第4期計画と実績

(単位：1月当たりの延べ利用日数・人数)

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用延日数	人日	150	133	180	266	210	260
利用者数	人	10	14	12	25	14	20

(平成29年度実績は12月末の数値)

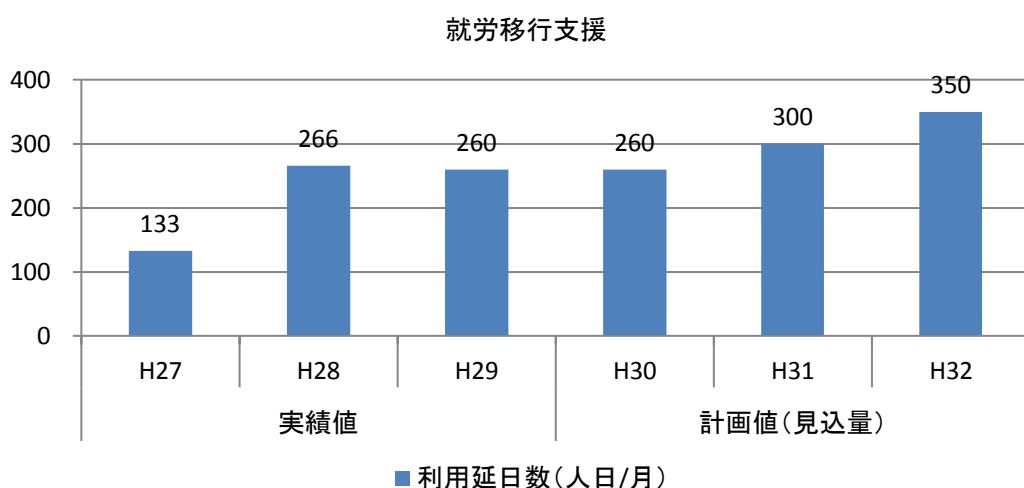
◆サービスの見込量

平成32年度における就労移行支援の見込量は、ニーズやこれまでの利用実績に基づき、利用者数30人/月、利用延日数350人日/月と設定しました。

■就労移行支援の見込量

(単位：1月当たりの延べ利用日数・人数)

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用延日数	人日	260	300	350
利用者数	人	20	25	30



⑤ 就労継続支援（A型）

一般企業などに雇用されることが困難な障がいのある人に、雇用契約等に基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

◆第4期計画と実績

就労継続支援（A型）における平成29年度の利用者数は25人/月、利用延日数は280人日/月となっており、第4期計画を上回っています。

■就労継続支援（A型）の第4期計画と実績

（単位：1月当たりの延べ利用日数・人数）

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用延日数	人日	100	141	140	280	180	280
利用者数	人	5	11	7	25	9	25

（平成29年度実績は12月末の数値）

◆サービスの見込量

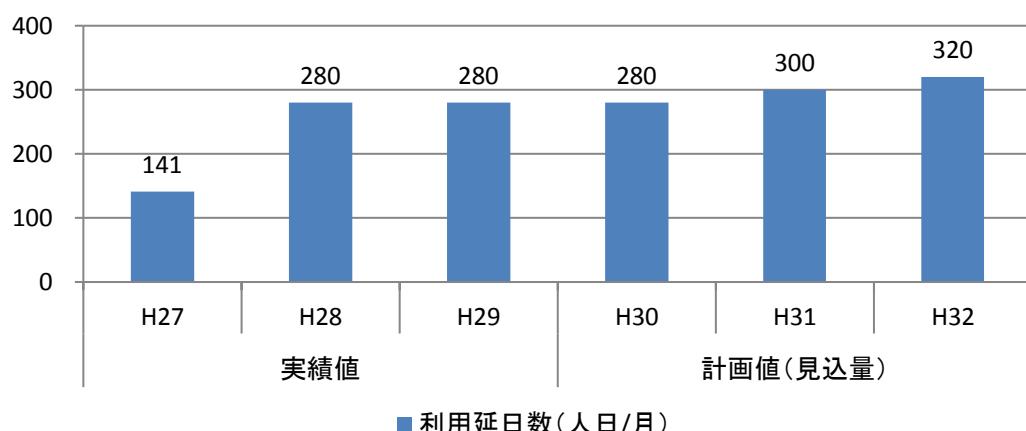
平成32年度における就労継続支援（A型）の見込量は、ニーズやこれまでの利用実績に基づき、利用者数35人/月、利用延日数320人日/月と設定しました。

■就労継続支援（A型）の見込量

（単位：1月当たりの延べ利用日数・人数）

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用延日数	人日	280	300	320
利用者数	人	25	30	35

就労継続支援（A型）



⑥ 就労継続支援（B型）

一般企業などに雇用されることが困難な障がいのある人のうち、就労移行支援を利用しても雇用に至らなかった人などに、生産活動などの活動の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、その他の支援を行うサービスです。

◆第4期計画と実績

就労継続支援（B型）における平成29年度の利用者数は100人/月、利用延日数は1,500人日/月となっており、利用者数は第4期計画を上回っています。

■就労継続支援（B型）の第4期計画と実績

（単位：1月当たりの延べ利用日数・人数）

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用延日数	人日	1,530	1,501	1,564	1,464	1,598	1,500
利用者数	人	90	107	92	103	94	100

（平成29年度実績は12月末の数値）

◆サービスの見込量

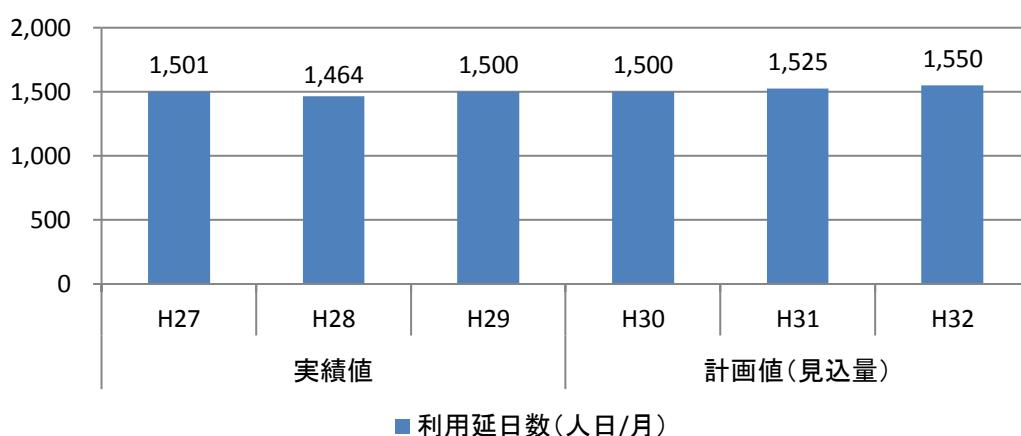
平成32年度における就労継続支援（B型）の見込量は、ニーズやこれまでの利用実績に基づき、利用者数106人/月、利用延日数1,550人日/月と設定しました。

■就労継続支援（B型）の見込量

（単位：1月当たりの延べ利用日数・人数）

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用延日数	人日	1,500	1,525	1,550
利用者数	人	100	103	106

就労継続支援（B型）



⑦ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、相談を通じて生活面の課題を把握したり、企業や関係機関等への連絡調整や課題解決のために必要な支援を行うサービスです。

平成 30 年度から新たに実施となります。

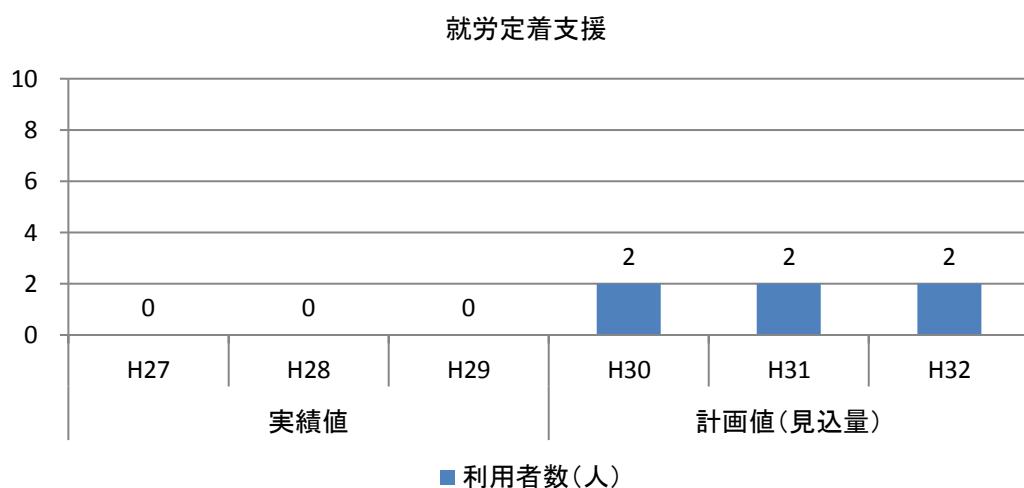
◆サービスの見込量

平成 32 年度における就労定着支援の見込量は、利用者数 2 人/月と設定しました。

■就労定着支援の見込量

(単位：1月当たりの利用人数)

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	人	2	2	2



⑧ 療養介護

医療の必要な障がいのある人で、常に介護が必要な人に、主として昼間に医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護や日常生活上の援助を行うサービスです。

◆第4期計画と実績

療養介護における平成29年度の利用者数は10人/月となっており、第4期計画を上回っています。

■療養介護の第4期計画と実績

(単位：1月当たりの利用人数)

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数	人	9	10	9	12	9	10

(平成29年度実績は12月末の数値)

◆サービスの見込量

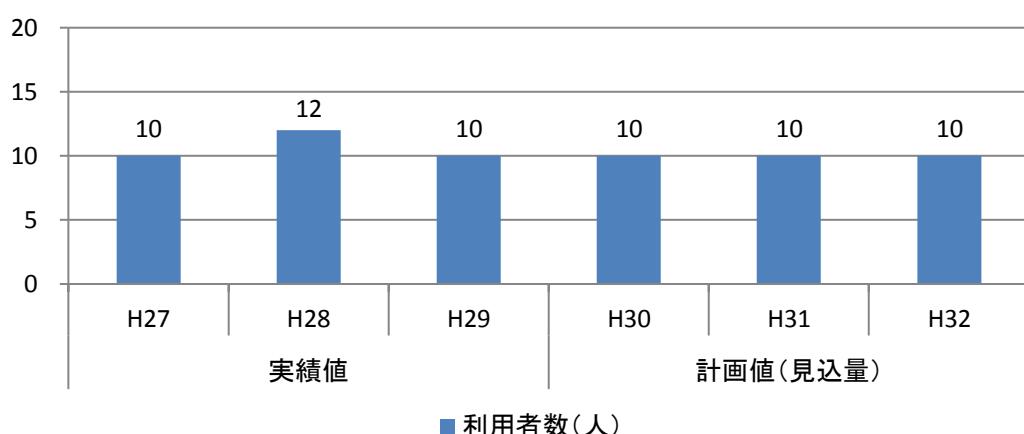
平成32年度における療養介護の見込量は、これまでの利用実績に基づき、利用者数10人/月と設定しました。

■療養介護の見込量

(単位：1月当たりの利用人数)

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	人	10	10	10

療養介護



⑨ 短期入所

自宅で介護を行う人が病気などの場合、施設等で短期間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

◆第4期計画と実績

短期入所における平成29年度の利用者数は31人/月、利用延日数は141人日/月となっており、第4期計画を上回っています。

■短期入所の第4期計画と実績

(単位：1月当たりの延べ利用日数・人数)

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用延日数	人日	140	162	140	134	140	141
利用者数	人	20	41	20	34	20	31

(平成29年度実績は12月末の数値)

◆サービスの見込量

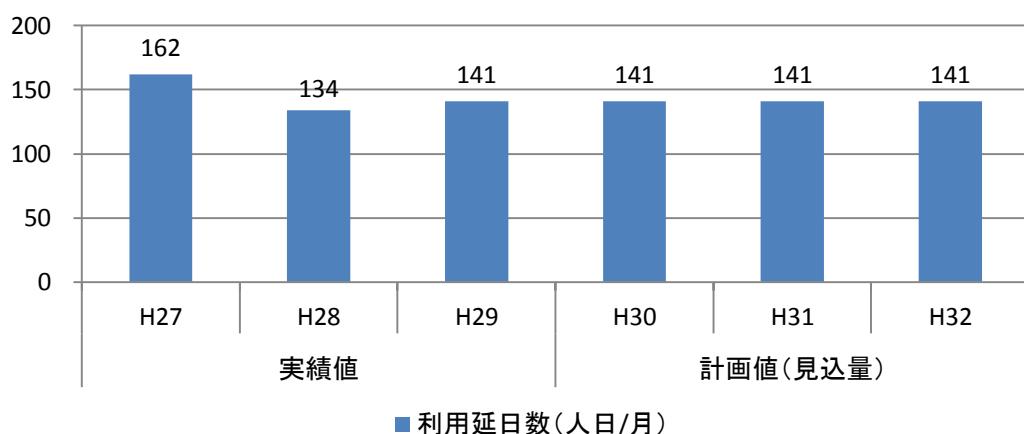
平成32年度における短期入所の見込量は、これまでの利用実績に基づき、利用者数31人/月、利用延日数141人日/月と設定しました。

■短期入所の見込量

(単位：1月当たりの延べ利用日数・人数)

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用延日数	人日	141	141	141
利用者数	人	31	31	31

短期入所



見込量確保のための方策

- 就労移行支援や就労継続支援の利用が増加傾向にあることも踏まえ、利用者のニーズを把握しながら支援体制の確保と充実を図ります。
- 地域移行や就労による社会参加等の実現のために、必要とする人が必要とするサービスを適切に利用できるよう、情報提供と周知に努めます。また、ハローワーク、特別支援学校、サービス提供事業所、企業などの関係団体・機関との連携を強化し、就労先の確保に努めます。
- 就労継続支援事業所等を支援するため、伊佐市障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針に基づき、物品や役務調達の推進を図ります。
- 短期入所等については、利用者のニーズを見極め、円滑な利用促進のため事業者と連携を図ります。また、アンケートでは障がい児の利用意向が高くなっています。未就学児も利用できる体制の整備について、事業者と連携し、その実施を目指します。

3 居住系サービスの見込量と確保方策

◆事業内容

サービス名	内 容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に対して、一定の期間にわたり、定期的に居宅を訪問し、日常生活等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービスです。
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間に、共同生活を営む住居において相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービスです。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に、主として夜間に入浴、排せつ、食事の介護や生活に関する相談、助言、その他の必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

◆第4期計画と実績（総括）

■居住系サービスの第4期計画と実績

(単位：1月当たりの利用人数)

区 分	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
共同生活援助 (グループホーム)	人	73	80	74	87	75	90
施設入所支援	人	90	92	90	88	90	90

(平成 29 年度実績は 12 月末の数値)

◆サービスの見込量（総括）

■居住系サービスの見込量

(単位：1月当たりの利用人数)

区 分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助	人	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人	90	92	94
施設入所支援	人	90	88	86

① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に対して、一定の期間にわたり、定期的に居宅を訪問し、日常生活等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービスです。

平成 30 年度から新たに実施となります。

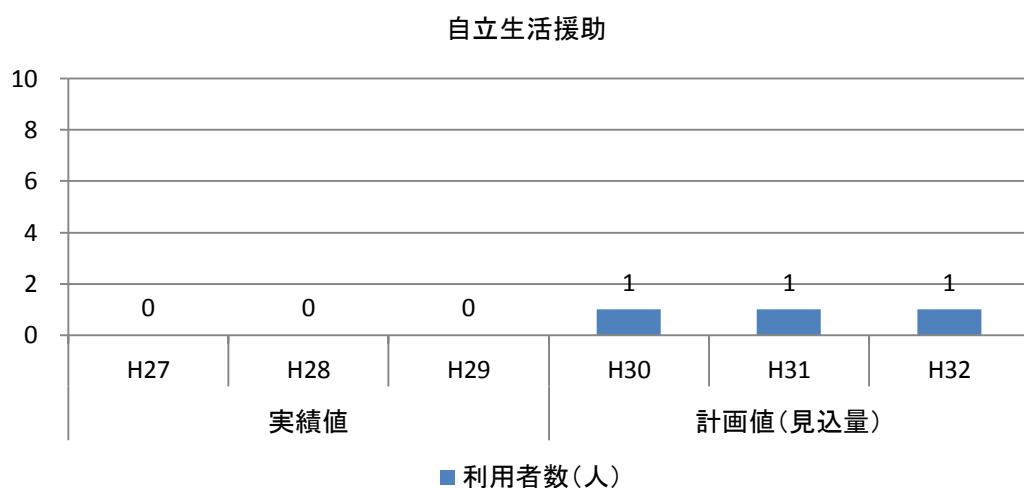
◆サービスの見込量

平成 32 年度における自立生活援助の見込量は、利用者数 1 人/月と設定しました。

■自立生活援助の見込量

(単位：1 月当たりの利用人数)

区分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	人	1	1	1



② 共同生活援助（グループホーム）

主として夜間に、共同生活を営む住居において相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他日常生活上の援助を行うサービスです。

◆第4期計画と実績

共同生活援助（グループホーム）における平成29年度の利用者数は90人/月となっており、第4期計画を上回りました。

■共同生活援助の第4期計画と実績

(単位：1月当たりの利用人数)

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数	人	73	80	74	87	75	90

(平成29年度実績は12月末の数値)

◆サービスの見込量

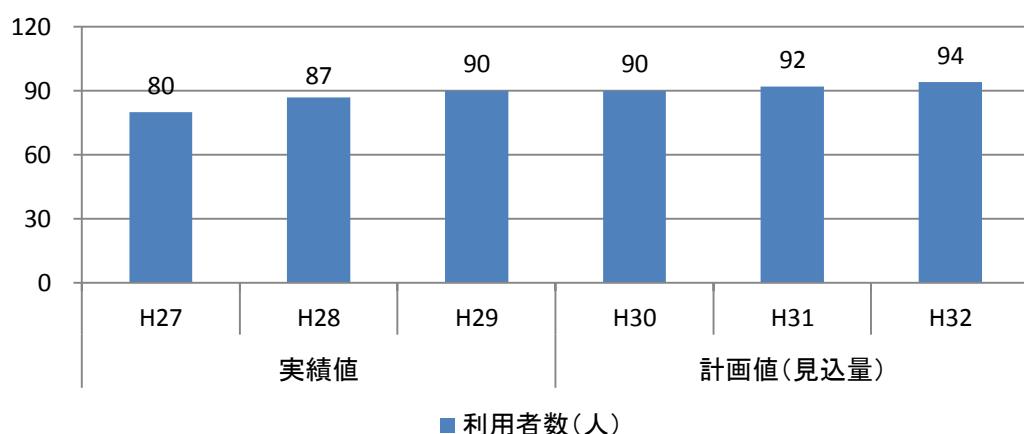
平成32年度における共同生活援助（グループホーム）の見込量は、ニーズやこれまでの利用実績に基づき、利用者数94人/月と設定しました。

■共同生活援助の見込量

(単位：1月当たりの利用人数)

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	人	90	92	94

共同生活援助(グループホーム)



③ 施設入所支援

施設に入所する障がいのある人に、主として夜間に入浴、排せつ、食事の介護や生活に関する相談、助言、その他の必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

◆第4期計画と実績

施設入所支援における平成29年度の利用者数は90人/月となっており、第4期計画通りでした。

■施設入所支援の第4期計画と実績

(単位：1月当たりの利用人数)

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数	人	90	92	90	88	90	90

(平成29年度実績は12月末の数値)

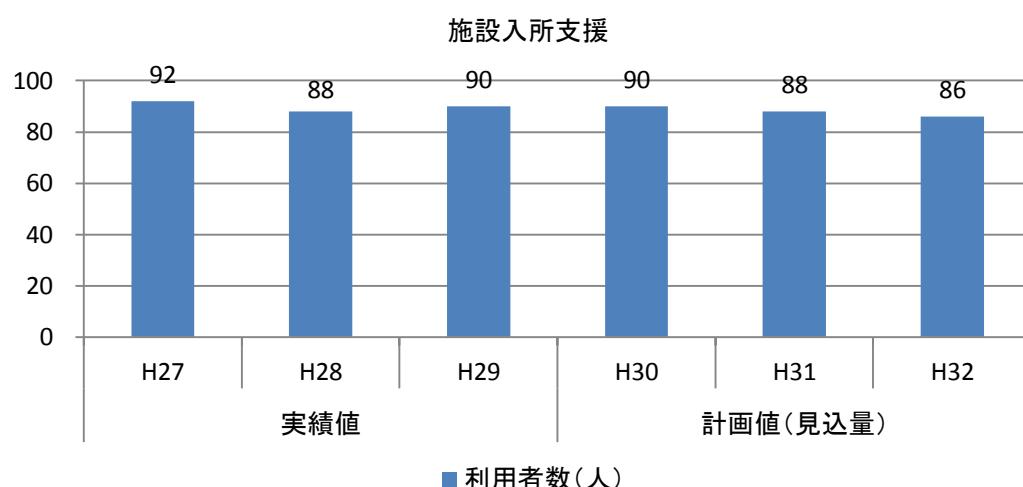
◆サービスの見込量

平成32年度における施設入所支援の見込量は、これまでの利用実績に基づき、利用者数86人/月と設定しました。

■施設入所支援の見込量

(単位：1月当たりの利用人数)

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	人	90	88	86



見込量確保のための方策

■障がいのある人が、地域で自立した生活を送るうえで、必要なサービスを提供できるよう、利用者のニーズに応じたサービスの提供体制の確保に努めます。また、障がいのある人が地域で生活しやすくなるよう、市の広報や講演会等を通じて、障がいに対する理解の促進に努めます。

4 相談支援サービスの見込量と確保方策

◆事業内容

サービス名	内 容
計画相談支援	障害福祉サービス等を利用する障がいのある人が適切にサービスを利用できるよう、サービス等利用計画の作成や見直していくための支援を行うサービスです。
地域移行支援	施設に入所している障がいのある人や入院している精神に障がいのある人が地域生活に移行する場合に、住居の確保などの相談やその他の必要な支援を行うサービスです。
地域定着支援	居宅において単身などで生活する障がいのある人に對して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態などに、相談、その他必要な支援を行うサービスです。

◆第4期計画と実績（総括）

■相談支援サービスの第4期計画と実績

(単位：1月当たりの利用人数)

区 分	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
計画相談支援	人	23	19	23	22	24	37
地域移行支援	人	1	0	1	0	1	1
地域定着支援	人	1	0	1	1	1	1

(平成 29 年度実績は 12 月末の数値)

◆サービスの見込量（総括）

■相談支援サービスの見込量

(単位：1月当たりの利用人数)

区 分	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	人	60	60	60
地域移行支援	人	1	1	1
地域定着支援	人	1	1	1

① 計画相談支援

障害福祉サービス等を利用する障がいのある人が適切にサービスを利用できるよう、サービス等利用計画の作成や見直していくための支援を行うサービスです。

◆第4期計画と実績

計画相談支援における平成29年度の利用者数は37人/月となっており、第4期計画を上回っています。

■計画相談支援の第4期計画と実績

(単位：1月当たりの利用人数)

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数	人	23	19	23	22	24	37

(平成29年度実績は12月末の数値)

◆サービスの見込量

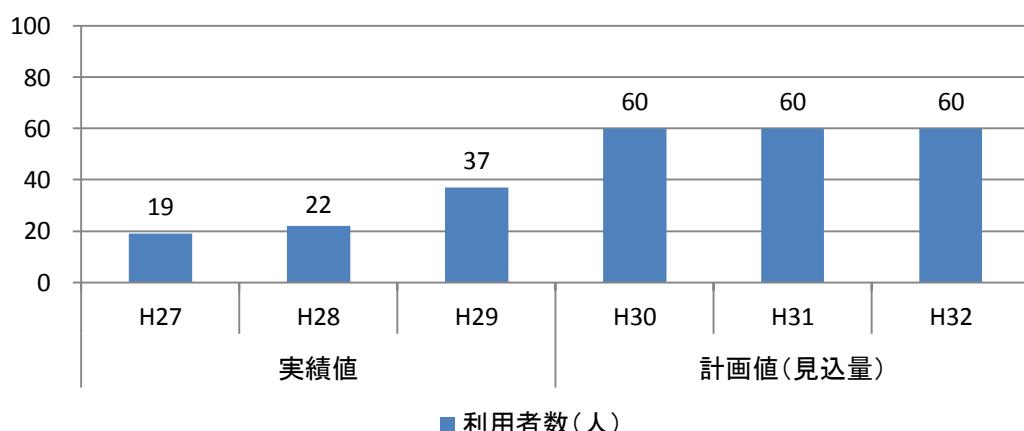
平成32年度における計画相談支援の見込量は、ニーズやこれまでの利用実績に基づき、利用者数60人/月と設定しました。

■計画相談支援の見込量

(単位：1月当たりの利用人数)

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	人	60	60	60

計画相談支援



② 地域移行支援

施設に入所している障がいのある人や入院している精神に障がいのある人が地域生活に移行する場合に、住居の確保などの相談やその他の必要な支援を行うサービスです。

◆第4期計画と実績

地域移行支援における平成29年度の利用者数は1人/月となっており、第4期計画通りでした。

■ 地域移行支援の第4期計画と実績

(単位：1月当たりの利用人数)

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数	人	1	0	1	0	1	1

(平成29年度実績は12月末の数値)

◆サービスの見込量

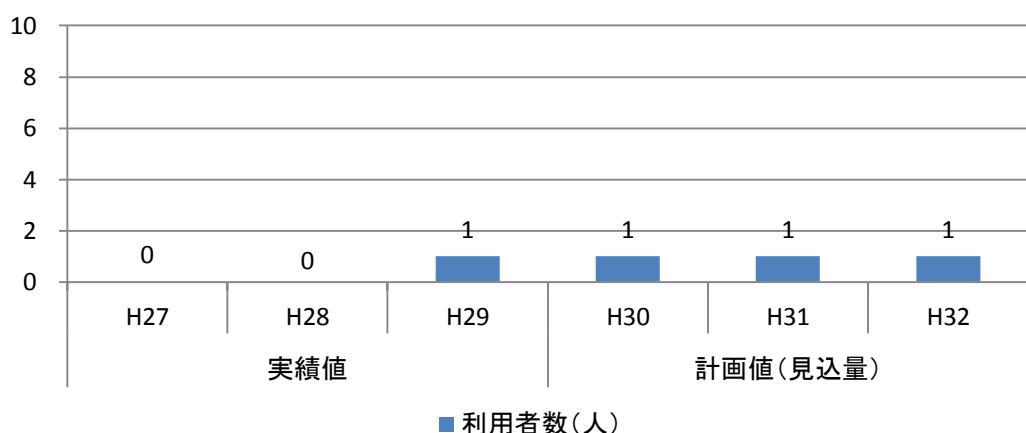
平成32年度における地域移行支援の見込量は、利用者数1人/月と設定しました。

■ 地域移行支援の見込量

(単位：1月当たりの利用人数)

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	人	1	1	1

地域移行支援



③ 地域定着支援

居宅において単身などで生活する障がいのある人に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態などに、相談、その他必要な支援を行うサービスです。

◆第4期計画と実績

地域定着支援における平成29年度の利用者数は1人/月となっており、第4期計画通りでした。

■地域定着支援の第4期計画と実績

(単位：1月当たりの利用人数)

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数	人	1	0	1	1	1	1

(平成29年度実績は12月末の数値)

◆サービスの見込量

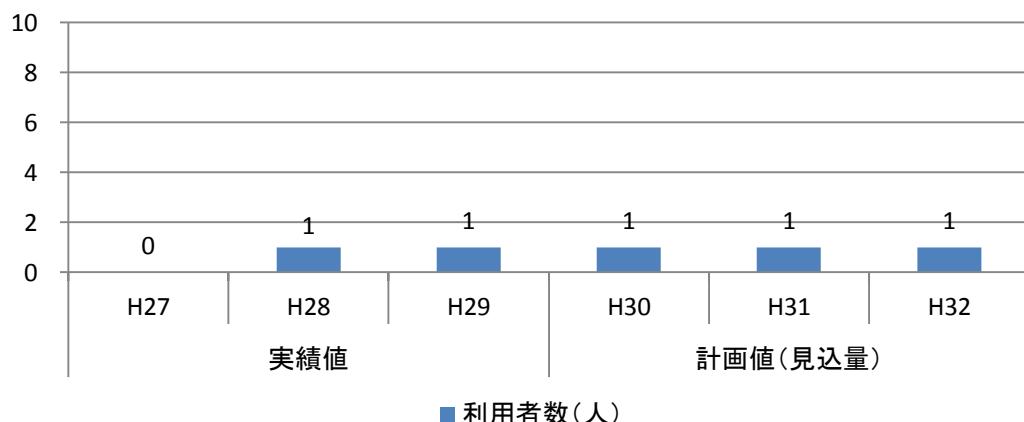
平成32年度における地域定着支援の見込量は、これまでの利用実績に基づき、利用者数1人/月と設定しました。

■地域定着支援の見込量

(単位：1月当たりの利用人数)

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	人	1	1	1

地域定着支援



見込量確保のための方策

- サービス等利用計画については、ニーズの増大が見込まれるため、サービス提供体制の拡大を促すとともに、自立支援協議会の専門部会において、ケース検討や情報を共有し、相談支援の質の向上と人材確保に努めます。
- 地域移行支援や地域定着支援の提供に向けて、入所施設や医療機関、福祉サービスの提供事業所などとの連携を促していきます。

5 地域生活支援事業の見込量と確保方策

地域生活支援事業は、障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない事業と、市町村の判断で実施することができる任意事業があります。

(1) 相談支援事業

障がい者（児）やその保護者、介護者等からの福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、福祉サービスの利用援助等を支援するとともに、障害福祉に係る関係機関が連携を図り、地域の課題解決に向け協議を行うものです。

◆第4期計画と実績

相談支援事業における平成29年度の事業所は1箇所となっており、第4期計画を下回りました。

■相談支援事業の第4期計画と実績

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
相談支援事業所	箇所	1	1	3	1	3	1
基幹相談支援センター	箇所	0	0	1	0	1	0

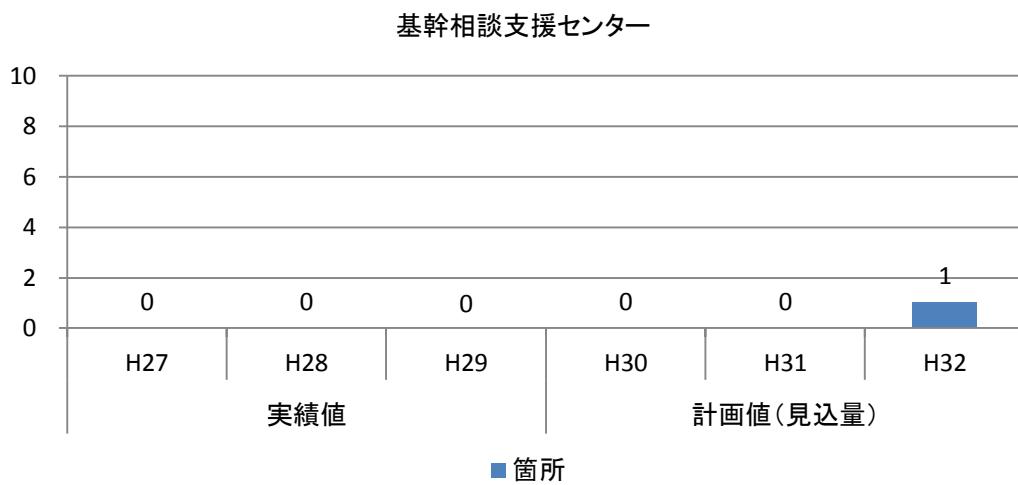
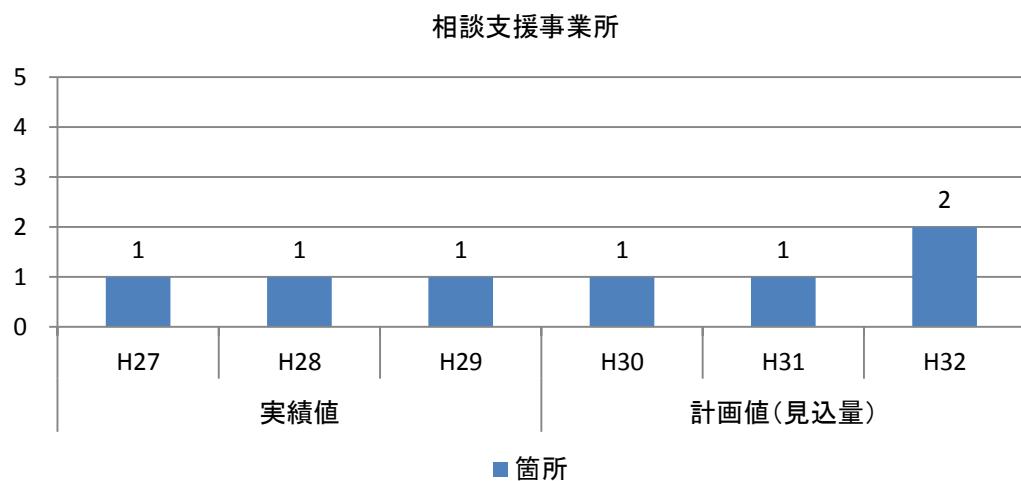
（平成29年度実績は見込の数値）

◆サービスの見込量

平成32年度における相談支援事業の見込量は、相談支援事業所2箇所、基幹相談支援センター1箇所と設定しました。

■相談支援事業の見込量

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
相談支援事業所	箇所	1	1	2
基幹相談支援センター	箇所	0	0	1



見込量確保の方策

- 障がいのある人が、身近な地域で相談が受けられるよう相談窓口の周知を図り、利用促進に努めます。
- 関係事業所と連携を図り、地域の包括的な相談支援を担えるよう、体制確保に努めます。

(2) 成年後見制度利用支援事業

知的障がい・精神障がいのある人で判断能力が不十分な人について、障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見の申立てに必要な経費や後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

◆第4期計画と実績

成年後見制度利用支援事業における平成29年度の利用者数は2人となっており、第4期計画を上回りました。

■成年後見制度利用支援事業の第4期計画と実績

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数	人	1	0	1	0	1	2

(平成29年度実績は見込の数値)

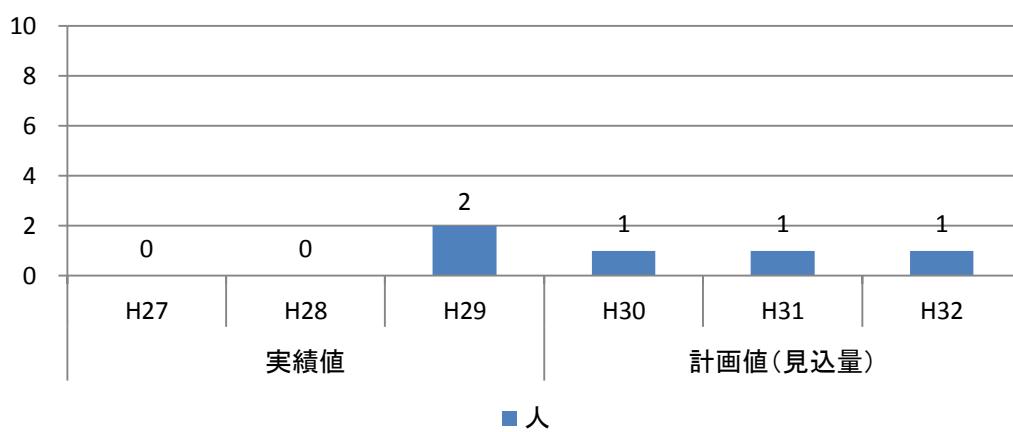
◆サービスの見込量

平成32年度における成年後見制度利用支援事業の見込量は、利用者数1人と設定しました。

■成年後見制度利用支援事業の見込量

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	人	1	1	1

成年後見制度利用支援事業



見込量確保の方策

■制度の周知を図るとともに、関係機関と連携体制を構築し、判断能力が十分でない障がいのある人の保護、支援を図ります。

(3) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障のある人等に、手話通訳等の方法により、障がいのある人等とその他の人の支援を仲介する手話通訳者等の派遣等を行う事業です。

◆第4期計画と実績

手話通訳者派遣における平成29年度の派遣件数は15件となっており、第4期計画通りでした。

■意思疎通支援事業の第4期計画と実績

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
手話通訳者派遣	件	15	16	15	24	15	15

(平成29年度実績は見込の数値)

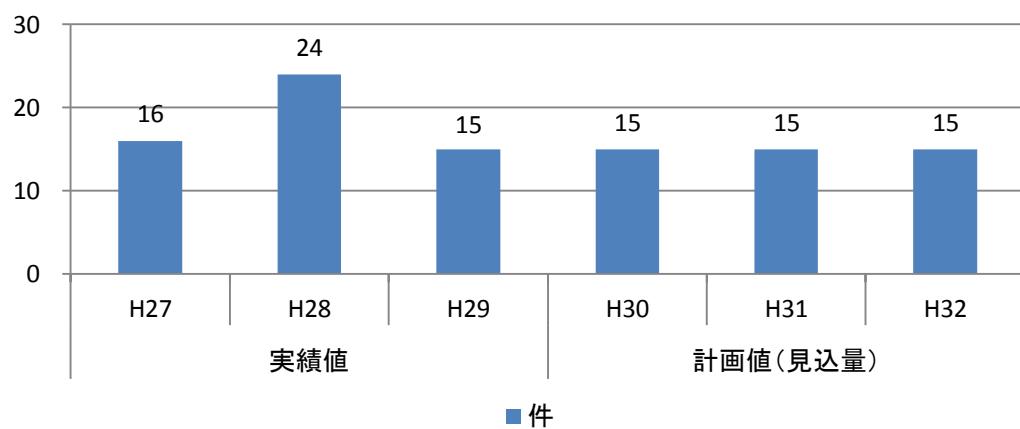
◆サービスの見込量

平成32年度における手話通訳者派遣の見込量は、これまでの利用実績に基づき、派遣件数15件と設定しました。

■意思疎通支援事業の見込量

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者派遣	件	15	15	15

手話通訳者派遣



見込量確保の方策

■利用者が安心して利用できるように、制度や手続き等の周知や派遣手話通訳士及び手話通訳者と連携を図ります。

(4) 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある方等の自立した日常生活、または社会生活を営むことができるようすることを目的とし、聴覚障がいのある方等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成・研修する事業です。

◆第4期計画と実績

手話奉仕員養成研修事業における平成29年度の受講者数は12人となっており、第4期計画を下回りました。

■手話奉仕員養成研修事業の第4期計画と実績

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
受講者数	人	20	15	20	15	20	12

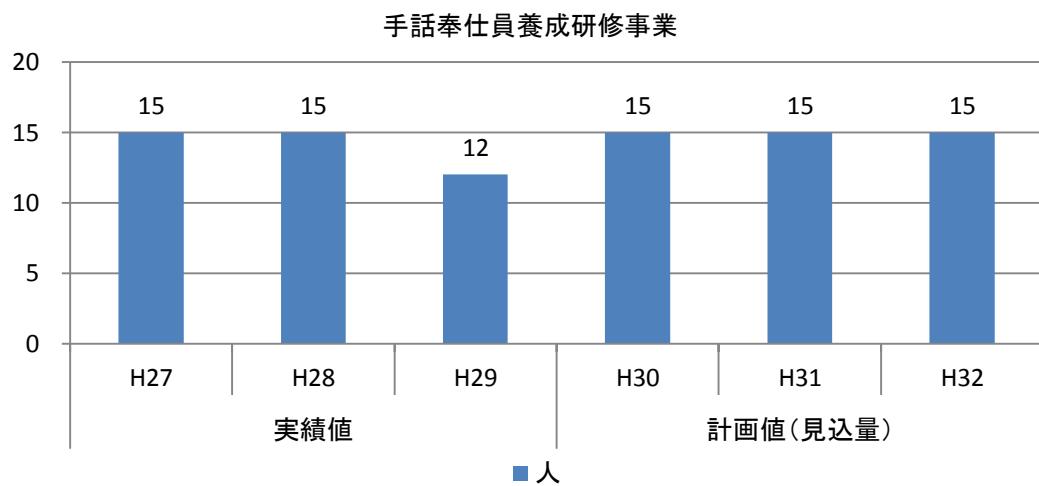
(平成29年度実績は見込の数値)

◆サービスの見込量

平成32年度における手話奉仕員養成研修事業の見込量は、これまでの利用実績に基づき、受講者数15人と設定しました。

■手話奉仕員養成研修事業の見込量

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
受講者数	人	15	15	15



見込量確保の方策

- 計画的に養成研修を実施するなど、手話奉仕員の確保に努めます。
- 手話サークル団体などの協力を得ながら、手話の周知に努めるとともに、手話奉仕員養成研修後の活動の場の拡充を図ります。

(5) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活や社会参加を促進する事業です。

◆第4期計画と実績

移動支援事業における平成29年度の利用者数は1人となっており、第4期計画を下回りました。

■移動支援事業の第4期計画と実績

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数(実人数)	人	1	0	2	1	3	1

(平成29年度実績は見込の数値)

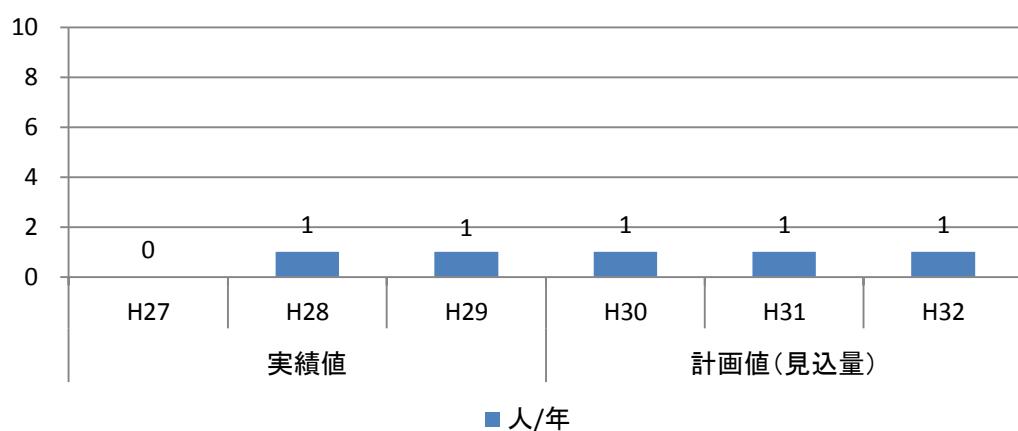
◆サービスの見込量

平成32年度における移動支援事業の見込量は、これまでの利用実績に基づき、利用者数1人と設定しました。

■移動支援事業の見込量

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数(実人数)	人	1	1	1

移動支援事業



見込量確保の方策

■安定したサービスの確保を図るため、市外の事業所との委託や新規事業者の参入を促す働きかけを行います。

(6) 日常生活用具給付等事業

◆事業内容

サービス名	内 容
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど障がいのある人等の身体介護を支援する用具や障がいのある児童が訓練に用いる椅子等の用具を給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者屋内信号装置など、障がいのある人等の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、障がいのある人等の在宅療養を支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障がいのある人等の情報収集、伝達や意思疎通を支援する用具を給付します。
排せつ管理支援用具	ストマ用装具など、障がいのある人等の排せつ管理を支援する衛生用品を給付します。
住宅改修費	手すりの取付け、床段差の解消など、障がいのある人等の居宅における移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用の一部を助成します。

◆第4期計画と実績

平成29年度における日常生活用具給付等事業の利用実績は、介護・訓練支援用具が5件、自立生活支援用具が5件、在宅療養等支援用具が1件、情報・意思疎通支援用具が4件、排せつ管理支援用具が798件、住宅改修費が2件となっており、第4期計画を上回っています。

■日常生活用具給付等事業の第4期計画と実績

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
日常生活用具給付等事業計	件	733	729	734	781	735	815
①介護・訓練支援用具	件	2	2	2	1	2	5
②自立生活支援用具	件	3	3	3	2	3	5
③在宅療養等支援用具	件	5	3	5	6	5	1
④情報・意思疎通支援用具	件	6	1	6	6	6	4
⑤排せつ管理支援用具	件	714	717	715	766	716	798
⑥住宅改修費	件	3	3	3	0	3	2

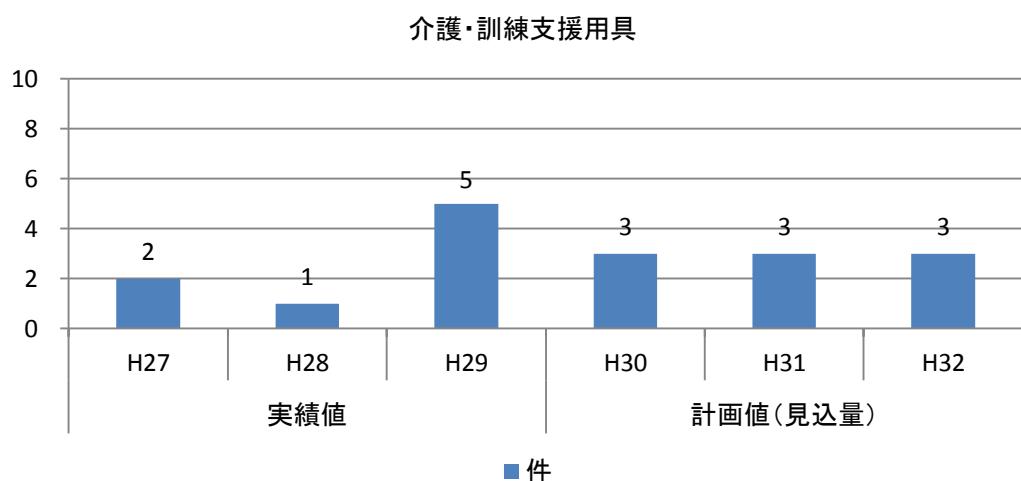
(平成29年度実績は見込の数値)

◆サービスの見込量

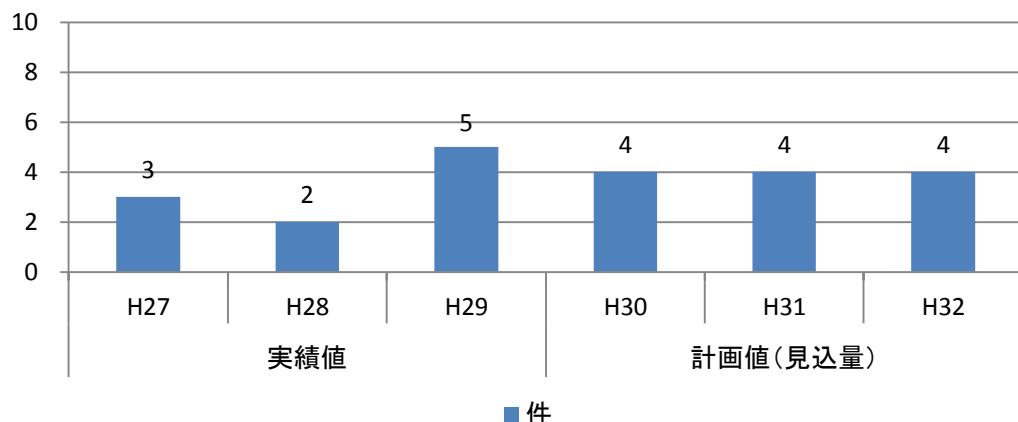
平成32年度における日常生活用具給付等事業の見込量は、これまでの利用実績に基づき、介護・訓練支援用具3件、自立生活支援用具を4件、在宅療養等支援用具を4件、情報・意思疎通支援用具を4件、排せつ管理支援用具を800件、住宅改修費を2件と設定しました。

■日常生活用具給付等事業の見込量

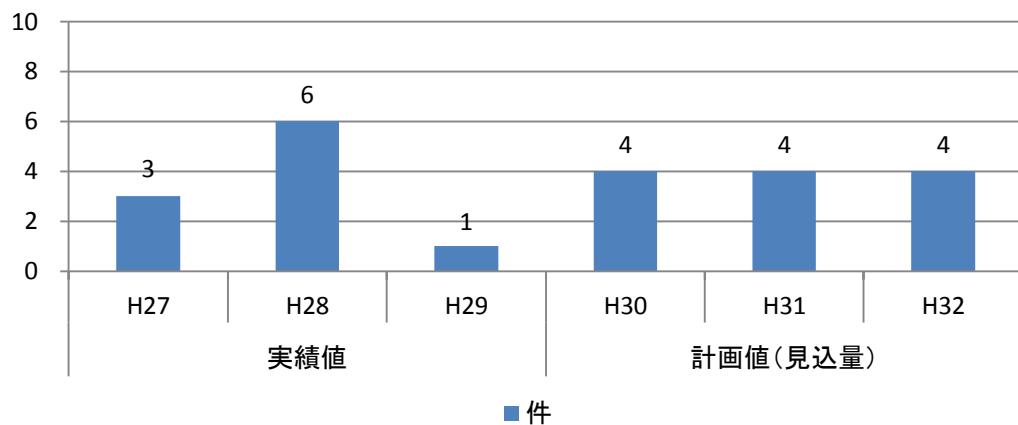
区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日常生活用具給付等事業計	件	817	817	817
①介護・訓練支援用具	件	3	3	3
②自立生活支援用具	件	4	4	4
③在宅療養等支援用具	件	4	4	4
④情報・意思疎通支援用具	件	4	4	4
⑤排せつ管理支援用具	件	800	800	800
⑥住宅改修費	件	2	2	2



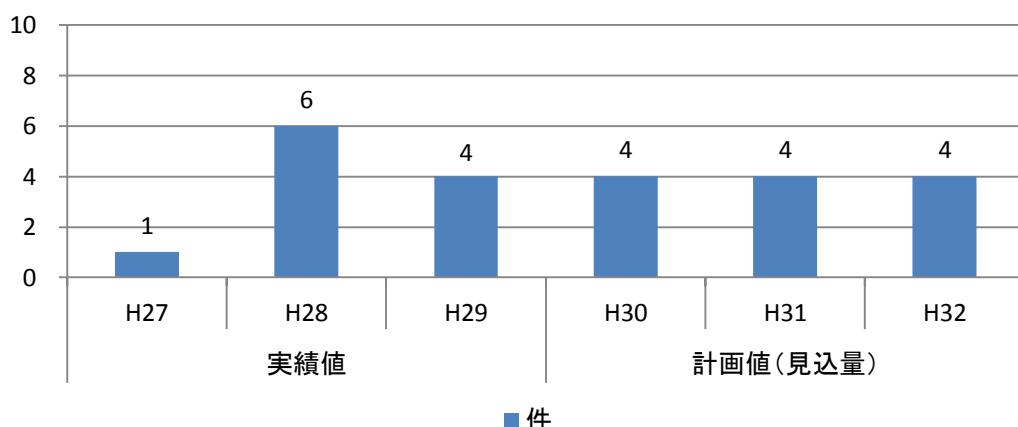
自立生活支援用具



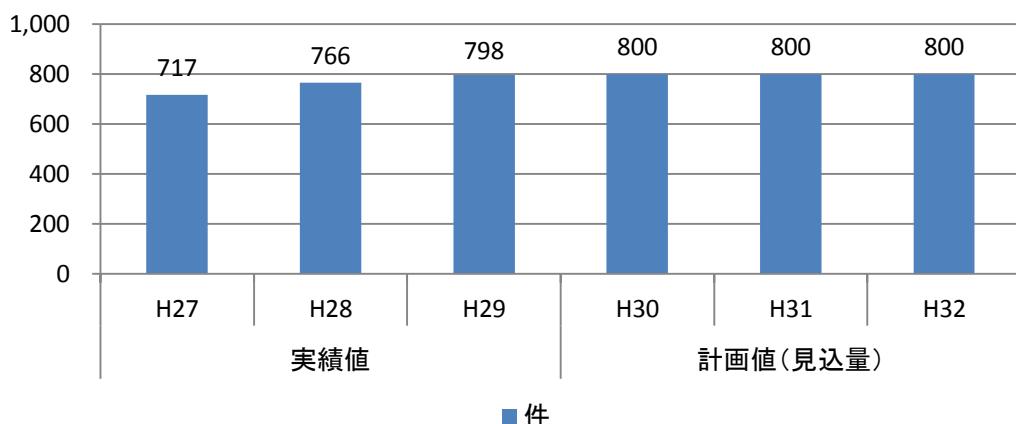
在宅療養等支援用具



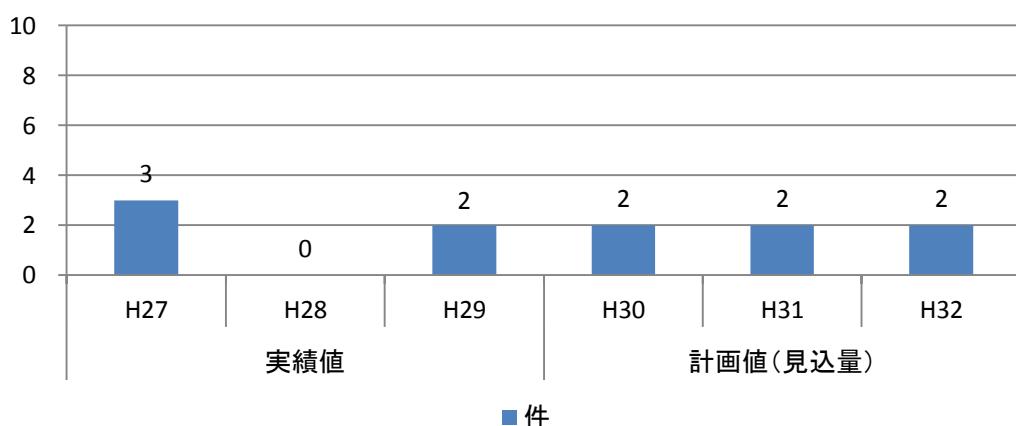
情報・意思疎通支援用具



排せつ管理支援用具



住宅改修費



見込量確保のための方策

■障がいのある人のニーズに合った用具を給付できるよう適切な情報提供に努めます。

(7) 地域活動支援センター

障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通所による創作活動又は生産活動の機会の提供や、社会との交流の促進等の便宜を提供する事業です。

◆第4期計画と実績

地域活動支援センターにおける平成29年度の利用者数は79人で事業者数は2箇所となっており第4期計画を上回りました。

■地域活動支援センターの第4期計画と実績

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数(実人数)	人	55	59	57	61	60	79
事業者数	箇所	2	2	2	2	2	2

(平成29年度実績は見込の数値)

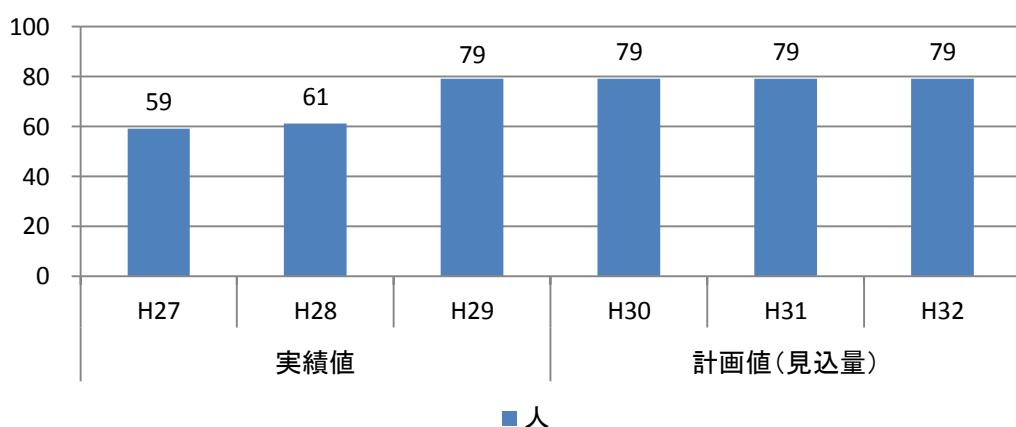
◆サービスの見込量

平成32年度における地域活動支援センターの見込量は、これまでの利用実績に基づき、利用者数79人、事業者数2箇所と設定しました。

■地域活動支援センターの見込量

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数(実人数)	人	79	79	79
事業者数	箇所	2	2	2

地域活動支援センター



見込量確保のための方策

■事業所と連携を図るとともにサービスの周知を行い、仲間づくりや地域との交流を促進します。

(8) 日中一時支援事業

障がい者（児）等の日中における活動の場を確保し、本人の活動支援や障がい者等の家族の就労支援、障がい者（児）等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした事業です。

◆第4期計画と実績

日中一時支援事業における平成29年度の利用者数は30人で事業者数は2箇所となっており第4期計画を下回りました。

■日中一時支援事業の第4期計画と実績

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数(実人数)	人	41	42	42	47	43	30
事業者数	箇所	3	2	3	3	3	2

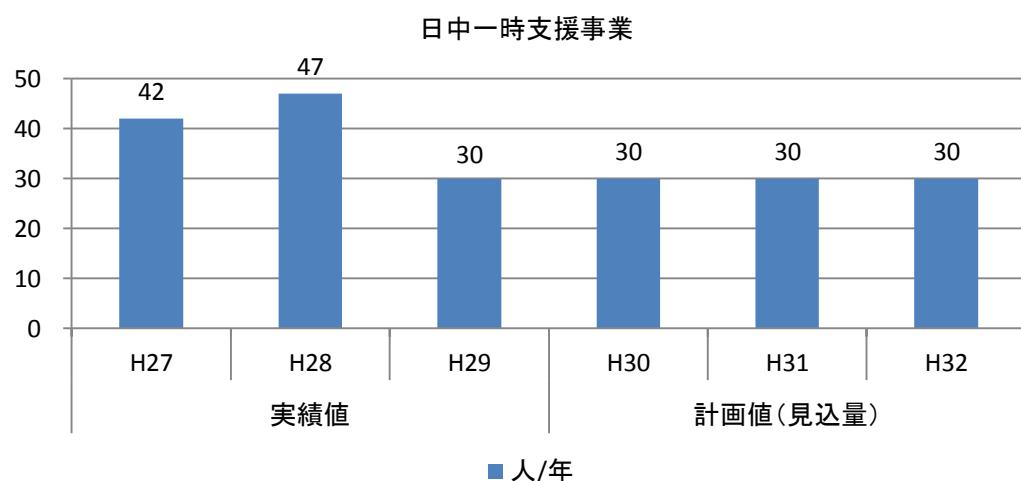
(平成29年度実績は見込の数値)

◆サービスの見込量

平成32年度における日中一時支援事業の見込量は、これまでの利用実績に基づき、利用者数30人、事業者数2箇所と設定しました。

■日中一時支援事業の見込量

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数(実人数)	人	30	30	30
事業者数	箇所	2	2	2



見込量確保のための方策

■障がいのある人（児童）の日中活動の場を確保し、日常的に介護を行っている家族の介護負担の軽減や就労支援を図ります。また、アンケートでは障がい児の利用意向が高くなっています。未就学児も利用できる体制の整備について、事業者と連携し、その実施を目指します。

Ⅱ 第1期障がい児等福祉計画サービスの見込みと確保策

1 障がい児等支援の見込量（障がい児等には、発達に支援が必要な児童等を含みます。）

◆事業内容

サービス名	内 容
児童発達支援	未就学の障がい児等に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を含め、丁寧な保育を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児等に、授業の移動後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流・活動のための支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいの状態にあり外出することが著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。
児童相談支援	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援を利用するすべての児童が適切に支援を受けられるよう、支援利用計画の作成を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児に対する各種支援の調整を行います。

(1) 児童発達支援

未就学の障がい児等に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を含め、丁寧な保育を行います。

◆第4期計画と実績

児童発達支援事業者数は2箇所であり、平成29年度の利用者数は81人/月、利用延日数は654人日/月となっていますが、保育所や幼稚園、認定こども園での受入れ体制の整備が進み、利用者数は第4期計画を下回っています。

■児童発達支援の第4期計画と実績

(単位：1月当たりの延べ利用日数・人数)

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用延日数	人日	600	527	600	654	630	654
利用者数	人	90	108	90	98	95	81

(平成29年度実績は12月末の数値)

◆サービスの見込量

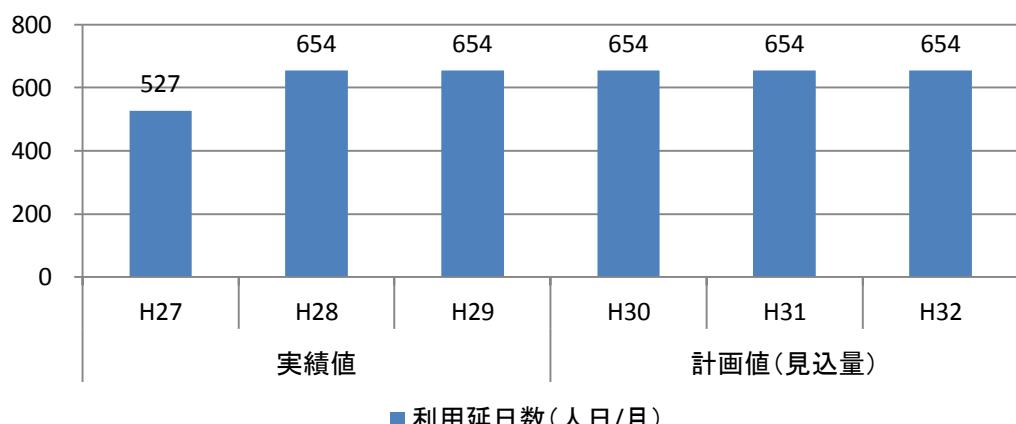
平成32年度における児童発達支援の見込量は、ニーズやこれまでの利用実績に基づき、利用者数81人/月、利用延日数654人日/月と設定しました。

■児童発達支援の見込量

(単位：1月当たりの延べ利用日数・人数)

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用延日数	人日	654	654	654
利用者数	人	81	81	81
事業所数	箇所	1	1	1

児童発達支援



見込量確保の方策

■利用者負担の全額助成により、並行通園でも利用しやすい仕組みを維持します。また、保育園、幼稚園、認定こども園との連携により、発達支援の充実を図ります。

(2) 放課後等デイサービス

就学中の障がい児等に、授業の移動後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流・活動のための支援を行います。

◆第4期計画と実績

放課後等デイサービスにおける平成29年度の利用者数は58人/月、利用延日数は690人日/月となっています。平成27年度から事業所が1箇所増えて合計2箇所となり、第4期計画を上回っています。

■放課後等デイサービスの第4期計画と実績

(単位：1月当たりの延べ利用日数・人数)

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用延日数	人日	620	655	620	687	620	690
利用者数	人	35	49	35	61	35	58

(平成29年度実績は12月末の数値)

◆サービスの見込量

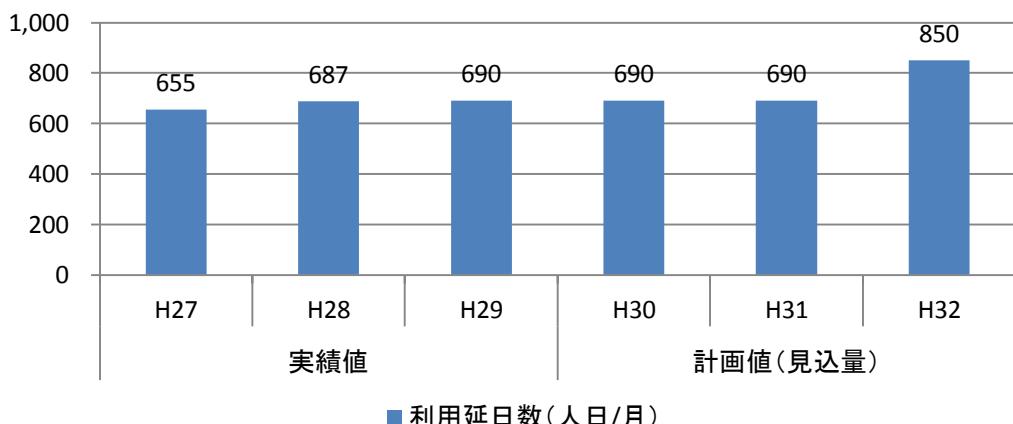
平成32年度における放課後等デイサービスの見込量は、ニーズやこれまでの利用実績に基づき、利用者数68人/月、利用延日数850人日/月と設定しました。

■放課後等デイサービスの見込量

(単位：1月当たりの延べ利用日数・人数)

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用延日数	人日	690	690	850
利用者数	人	58	58	68
事業所数	箇所	2	2	3

放課後等デイサービス



見込量確保の方策

■利用者負担の全額助成により、利用しやすい仕組みを維持します。また、特別支援学級の在籍児童が学年の制限を受けずに利用できるなど、支援の充実について事業所との連携を図ります。

(3) 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

◆第4期計画と実績

保育所等訪問支援における平成29年度の利用者数は1人/月の見込みであり、児童発達支援利用児童については、連携の形で事業所職員が保育所等を訪問し、支援しています。

■保育所等訪問支援の第4期計画と実績

(単位：1月当たりの延べ利用日数・人数)

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用延日数	人日	3	0	4	0	5	0
利用者数	人	3	0	4	0	5	0

(平成29年度実績は12月末の数値)

◆サービスの見込量

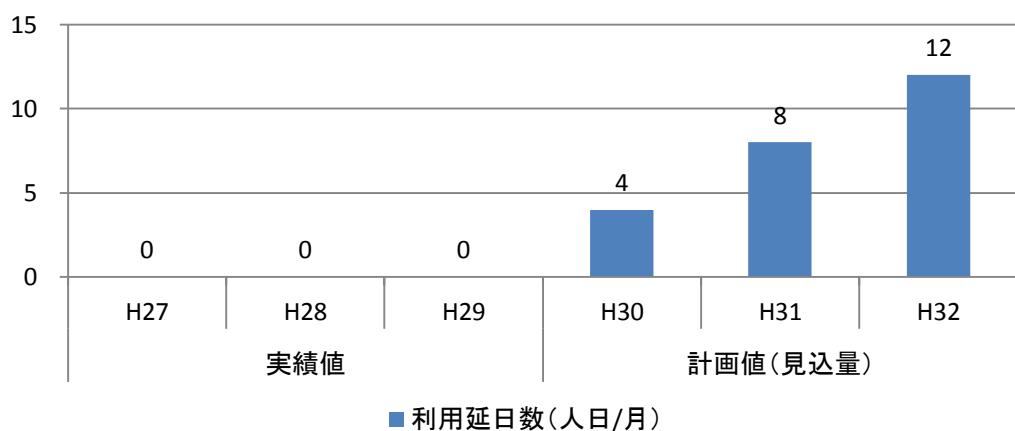
平成32年度における保育所等訪問支援の見込量は、ニーズを勘案し、利用者数6人/月、利用延日数12人日/月と設定しました。

■保育所等訪問支援の見込量

(単位：1月当たりの延べ利用日数・人数)

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用延日数	人日	4	8	12
利用者数	人	2	4	6
事業所数	箇所	1	1	1

保育所等訪問支援



見込量確保の方策

■特に児童発達支援を利用していない児童の保護者や保育所等への制度周知に努め、支援の充実を図ります。

(4) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいの状態にあり外出することが著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。平成30年度から新たに実施となります。

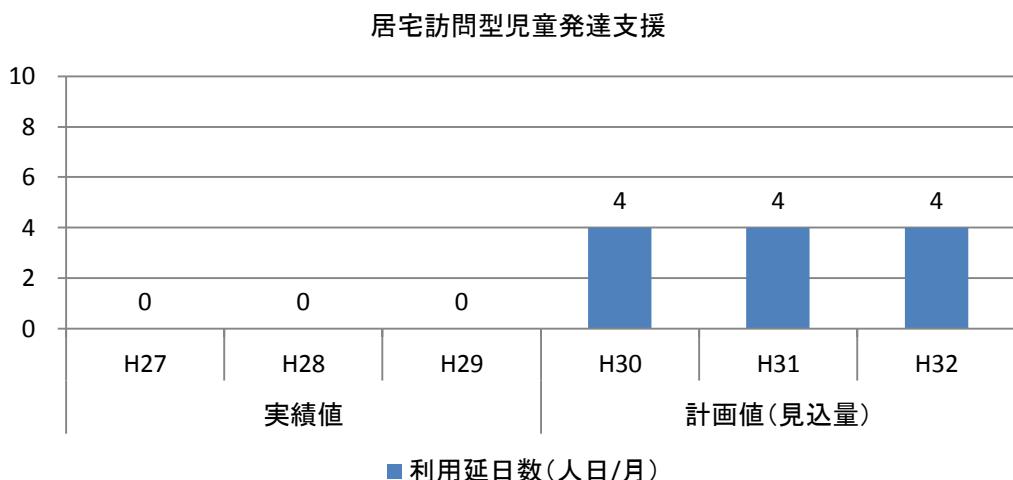
◆サービスの見込量

平成32年度における居宅訪問型児童発達支援の見込量は、ニーズや児童の状況から利用者数1人/月、利用延日数4人日/月と設定しました。

■居宅訪問型児童発達支援の見込量

(単位：1月当たりの延べ利用日数・人数)

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用延日数	人日	4	4	4
利用者数	人	1	1	1
事業所数	箇所	1	1	1



見込量確保の方策

■制度周知に努めるとともに、今後設置する予定の医療的ケア児に係る連携・協議の場において支援のあり方等について検討していきます。

(5) 児童相談支援

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援を利用するすべての児童が適切に支援を受けられるよう、支援利用計画の作成を行います。

◆第4期計画と実績

児童相談支援における平成29年度の利用者数は42人/月となっております。

■児童相談支援の第4期計画と実績

(単位：1月当たりの利用人数)

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数	人	0	51	0	43	0	42

(平成29年度実績は12月末の数値)

◆サービスの見込量

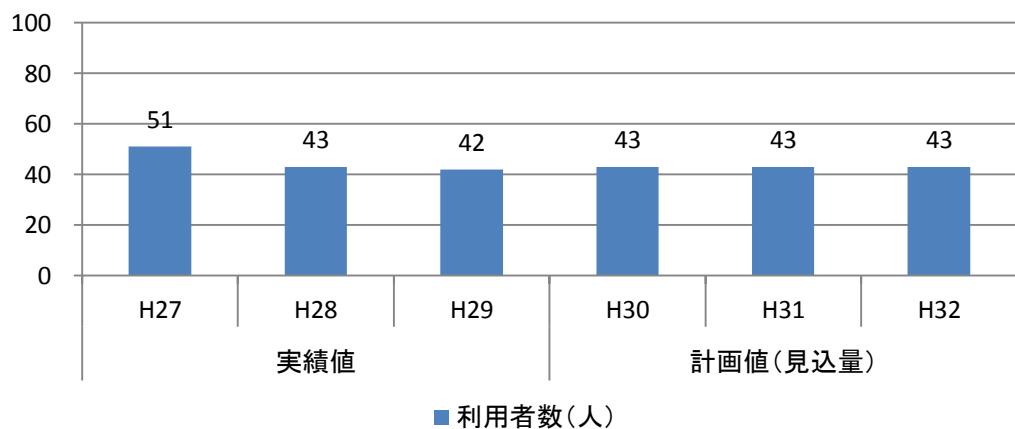
平成32年度における児童相談支援の見込量は、ニーズとこれまでの利用実績に基づき、利用者数43人/月と設定しました。

■児童相談支援の見込量

(単位：1月当たりの利用人数)

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 事業所数	人 箇所	43 2	43 2	43 2

児童相談支援



見込量確保の方策

■ケース検討や研修等を通じて、相談支援事業所の職員のスキルアップとサービス事業所との連携を図ります。

(6) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

医療的ケア児に対する各種支援の調整を行います。

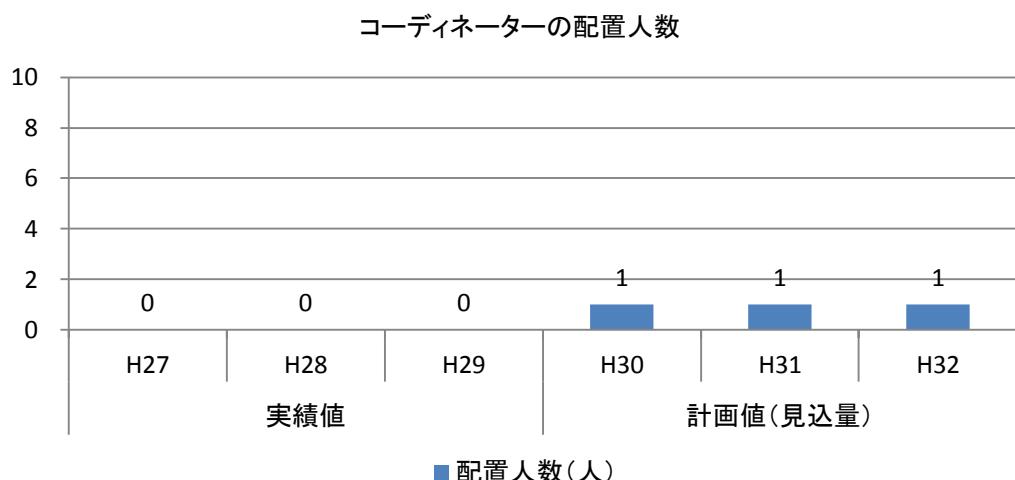
平成30年度中に配置する予定です。

◆サービスの見込量

平成32年度における医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数の見込量は、新たに配置することとし、1人と設定しました。

■医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数の見込量

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
配置人数	人	1	1	1



見込量確保の方策

■県が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修等について、相談支援事業所へ周知することでその参加を促し、コーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置の推進を図ります。

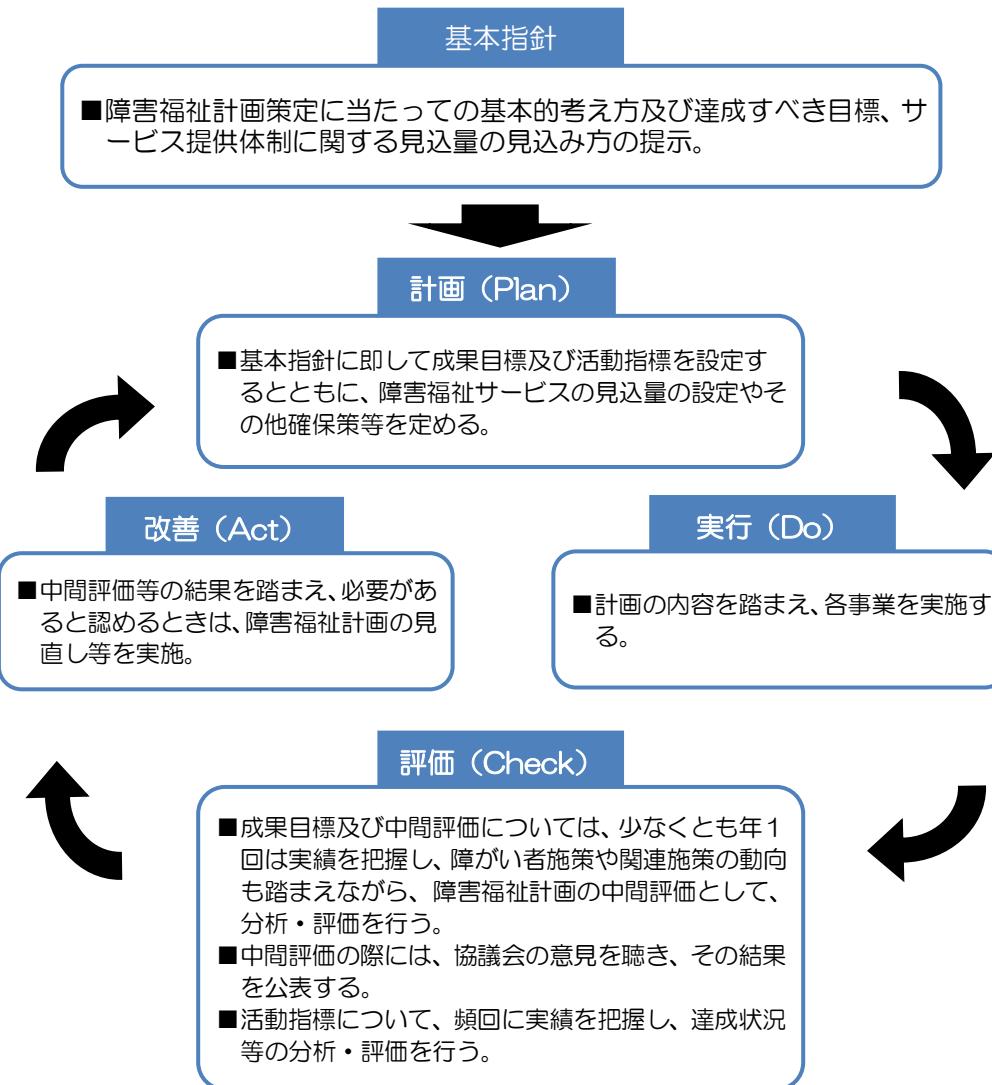
第5章 計画の推進にあたって

本計画の施策やサービスの実効性を高めるため、計画の進捗管理を行う機関として伊佐市障害者自立支援協議会に結果を報告し、住民視点、当事者視点、専門的視点から進捗状況を評価したうえで、施策のより効果的な推進に役立てるとともに、事業の見直しを行います。

また、計画の着実かつ効果的な推進を図るため、定期的な協議を行うなど、庁内の関係各課相互の連携を強化します。

なお、評価においては、PDCAサイクルを用い、少なくとも年1回の評価分析に努め、必要な場合は、障害福祉計画を見直すこととします。

本計画においては、基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込量を「活動指標」とします。



資料編

伊佐市障害者自立支援協議会要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)

第89条の3の規定に基づき、市の障害福祉に関する諸般の問題について連絡調整を図り、中核的な役割を果たす協議の場として、伊佐市障害者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 地域生活支援事業の運営及び評価に関する事項
- (2) 障害福祉計画の策定及び障害福祉施策の実施に関する事項
- (3) 市における困難なケースの支援に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、障害者への福祉の向上に関する事

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる関係機関、団体等から推薦された委員で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療・雇用関係者
- (4) 民生委員・児童委員の代表者
- (5) 障害者関係団体の代表者
- (6) 学識経験者
- (7) 市の障害者福祉行政の担当者

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の徴収等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第8条 協議会には、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(守秘義務)

第9条 委員は、協議会において知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

附 則

1 この告示は、平成20年11月1日から施行する。

伊佐市障害者自立支援協議会委員名簿

番号	氏名	所属	役職名
1	有馬 修美	障害者支援施設 星空の里	施設長
2	瀬之口 宏治	指定特定相談支援事業所 あけぼの	管理者
3	上園 卓哉	障害者支援施設 大口園	施設長
4	永田 公子	社会福祉法人 慈和会	理事長
5	吾孫子 幹	社会福祉法人 正念寺福祉会	理事長
6	山川 陽平	社会福祉法人 ひまわり福祉会	事務局長
7	星山 耕作	社会福祉法人 菱刈中央福祉会	理事長
8	周防原 一雄	伊佐市社会福祉協議会	会長
9	堀ノ内 真理子	子ども発達支援センターたんぽぽ	園長
10	日置 冬樹	学童支援とも	児童発達支援管理責任者
11	宮ノ前 瞳	楽童館	放課後等デイサービス管理者
12	塩賀 正明	大口保健所	支所長代理
13	木場 実	ハローワーク大口	統括職業指導官
14	永田 雅子	医療法人慈和会 大口病院	理事長
15	渕上 正人	伊佐市民生委員児童委員協議会	会長
16	大山 洋武	伊佐市身体障害者協会	会長
17	西 昭人	出水養護学校	校長
18	高崎 良一	伊佐市教育委員会	学校教育課長
19	瀬戸山 真由美	伊佐市役所	福祉課長

■用語解説

あ行

アクセシビリティ

近づきやすさやアクセスのしやすさのことであり、利用しやすさ、交通の便などの意味を含む。

インフォーマル

近隣や地域社会、ボランティアなどが行う非公式的なもの。

育成医療

18歳未満で体に障がいや病気があり、放置すると将来体に障がいが残る可能性がある児童で、治療によって効果が期待できる障がいの改善や防止を目的とする医療の給付。

医療的ケア児

人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態になる児童、または重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している重度身体障がい児

か行

共生社会

十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、今後、積極的に参加・貢献していくことができる社会。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がい者に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

コーディネーター

福祉サービスを合理的、効率的に提供するために連絡・調整する専門職。

高次脳機能障害

交通事故や病気などによる脳への損傷に基づく後遺症により、記憶・注意・遂行機能・社会的行動などの認知機能（高次脳機能）に障がいが起こり、日常生活や社会生活に支障が生じている状態。

更生医療

身体障がい者の障がいを軽減し、日常生活を容易にすることを目的とした医療の給付。

さ行

視覚障がい

眼の機能の障がいを指し、身体障害者福祉法では、身体障がいの一種として、視力障がいと視野障がいに分けて規定している。

肢体不自由

上肢、下肢及び体幹に運動機能障害を有する状態。身体障害者福祉法では、①上肢、下肢又は体幹の機能の著しい障がいで、永続するもの、②上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの、③下肢をリストラン関節以上で欠くもの、④両下肢のすべての指を欠くもの、⑤上肢のおや指の機能の著しい障がい又はひとさし指を含めて上肢の三指以上の機能の著しい障がいで、永続するもの、⑥上記の①から⑤までに掲げるもののほか、その程度が①から⑤までに掲げる障がいの程度以上であると認められる障がいに該当する人を身体障がい者としている。

児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

児童福祉法

児童の健全な育成、児童の福祉の保障とその積極的増進を基本精神とする総合的法律。児童福祉の原理について、「すべて国民は児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ育成されるように努め」、また「児童はひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」という、この原理を実現するための国・地方公共団体の責任、児童福祉司などの専門職員、育成医療の給付等福祉の措置、児童相談所、保育所等の施設、費用問題等について定めている。

障害者基本法

共生社会の実現に向け、障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策に関する基本原則を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることによって障がい者施策を総合的かつ計画的に進め、障がい者福

祉を増進することを目的とする法律。平成23年8月に改正され、①目的規定の見直し、②障害者の定義の見直し、③基本原則の設置、④身近な場所での療育、⑤選挙における配慮、⑥司法手続きにおける配慮などが規定された。

障害者虐待防止法

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の通称。

障がい者に対する虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がい者の権利利益の擁護に資するものとして、平成24年10月から施行された。

障害者差別解消法

障がい者の差別禁止や社会参加を促す国連の障害者権利条約の批准に向け、平成25年6月に成立。平成28年4月に施行される。障がいを理由とした差別の禁止を事業者などに義務づける。差別の情報があった場合、国は事業者などに差別行為の有無の報告を求め、助言や指導をすることができる。

障害者自立支援法

障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本理念にのっとり、身体障がい・知的障がい・精神障がいという障がいの種類に関係なく、福祉サービス等について共通の制度の下で一元的提供することとし、平成18年4月から施行され、平成25年4月に障害者総合支援法に改正された。

障害者総合支援法

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の通称。

地域社会における共生の実現に向けて、福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとして、平成25年4月から施行された。

自立支援医療

心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する障害者総合支援法に基づく公費負担医療制度。更生医療、育成医療、精神通院医療の3つの種類がある。

身体障がい

身体障害者福祉法に規定された、視覚障がい、聴覚又は平衡機能障害、音声機能・言語機能又はそしゃく機能障害、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器・膀胱又は直腸・小腸・ヒト免疫不全ウィルスによる免疫・肝臓機能障害をいう。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受ける者であることを確認する証票。障がいの程度により1級から6級の等級が記載されている。

精神障がい

精神疾患によって、長期にわたり日常生活や社会生活に制限のある状態。精神疾患には、総合失調症・そそうつ病・うつ病・器質性精神障害・中毒性精神障害・てんかんなどがある。

精神通院医療

精神障がい者の適正な医療の普及を図るため、精神障がい者に対し、病院等へ入院することなく行われる精神障がいの医療。以前は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく制度であったが、障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行に伴い、平成18年4月からは、自立支援医療の一種として位置づけられている。

精神障害者保健福祉手帳

精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障がいのため、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある者を対象として交付する手帳。

成年後見制度

精神上の障がい（知的障がい、精神障がい、認知など）により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度。

た行

地域包括ケアシステム

人の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制を作っていく取組。

知的障がい

発達期（おおむね18歳未満）までに生じた知的機能の障がいにより、認知能力（理解・判断・思考・記憶・知覚）が全般的に遅れた水準にとどまっている状態のこと。

聴覚・平衡機能障害

聴覚障がいは「耳」が不自由な状態で、音が聞こえない・聞きにくい・聞き分けにくいがある。平衡機能障害は、三半規管や中枢神経系などの働きかけにより、姿勢や

動きを調節する機能で障がいがあると、目を閉じた状態では立っていられない、10m以内に転倒若しくはよろめいて歩行を中断せざるを得ないなどの状態となる。

な行

内部障がい

身体障害者福祉法で規定する身体障がいの一種類。呼吸器機能障害、心臓機能障害、腎臓機能障害、膀胱・直腸機能障害、小腸機能障害等で、永続し、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められる者を同法の対象となる身体障がい者としている。

難病

①発病の機構が明らかでなく、②治療方法が確立していない、③希少な疾患であつて、④長期の療養を必要とするものとして、整理される。国・県が指定した疾患（特定疾患）について、都道府県に認定された場合に特定疾患医療受給者証が交付され、医療費の公費負担制度や居宅生活支援事業がある。

は行

PDCAサイクル

プロジェクトの実行に際し、計画を立案し(Plan)、実行し(Do)、その評価(Check)に基づいて改善(Act)を行う、という行程を継続的に繰り返す仕組みのこと。

補装具

身体の失われた部分や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具。盲人安全つえ、補聴器、義肢、車椅子、歩行器など。

ら行

療育手帳

知的障がい者（児）に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護措置を受けやすくするために、一定以上の障がいがある人に対し、申請に基づいて障害程度を判定し、県知事が交付するもの。